令和6年度(2024年度)

志免町子どもの権利救済活動報告書



志免町子どもの権利救済委員 志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)



またのすけ 「またやまん 「またこ 「またこ 「またこ 「またこ 「はなっと 「いっし 「いっし

【★表紙の絵は、志免町子どもの権利相談室 SK²S(スキッズ)のキャラクターです。】

ごあいさつ

「志免町子どもの権利条例」は平成 18 年 12 月 20 日に公布され、平成 19 年 4 月 1 日に施行されました。同様の条例としては九州で初めてのものであり、全国的に見ても 10 番目でした。施行と同時に、子どもの権利を守る制度として「子どもの権利救済委員」が 3 名、任命されました。さらに、同年中には子どもの相談窓口として「子どもの権利相談室」(通称 "SK2S"「スキッズ」)が設置され、この相談室にいる「子どもの権利相談員」が、子どもや保護者からの相談を受け付けることになりました。

このような制度発足から数えて、令和6年度は18年目となりました。

この報告書では、まず、志免町における子どもの権利を救済する制度の概要 や経緯を説明し、続けて、主に令和6年度の「子どもの権利相談室」の活動記録や、志免町内の中学生を対象とした子どもの権利に関するアンケート調査の結果などを報告しています。これらはすなわち、1年間、この相談室を運営し、子どもや保護者の声に耳を傾けてくれた相談員と、救済委員の活動の記録でもあります。

志免町に関わる多くの方にご一読を賜り、志免町の子どもたちが安心して、安全に生活するために必要なことを考える、契機としていただきたいと思います。そのことが、「志免町子どもの権利条例」の目的である、「子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図ること」につながると思います。

令和7年3月

志免町子どもの権利代表救済委員 圓入智仁

目次

Ι	ᡮ	目談及び救済体制	1
	1	志免町子どもの権利救済委員設置の経緯	1
	2	志免町子どもの権利相談室の救済活動	2
	3	志免町子どもの権利救済委員制度の概要(令和6年度)	3
	4	志免町子どもの権利相談室 年表	4
	5	令和 6 年度(2024 年度)の活動概要	.11
${\mathbb I}$); /	舌動報告	.13
	1	子どもの権利相談室の相談活動	.13
	2	出張スキッズ(志免中央小学校・志免南小学校・志免東小学校・志免西小学校)	21
	3	出張スキッズでの手紙による子どもたちの参加や相談について	25
	4	広報活動	.26
	5	中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート	.31
		志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述	.38
	6	研修	.48
\blacksquare); //	舌動を振り返って	49
	Г管	管理をしたがる大人」	49
	Γž	虫立性をどう守るか」ー危機に際して気づくその重要性ー	.53
	厂和	3.たちのこと~子どもの権利救済機関について」	.55
IV	Š	資料	.57
	_	フキップ値り	57

I 相談及び救済体制

1 志免町子どもの権利救済委員設置の経緯

平成 19 年度に、志免町子どもの権利条例が施行されました。この条例は、平成 13 年度から検討をはじめ、実に約5年半の月日をかけて策定されたものです。平成16年度には志免町子どもの権利条例制定委員会が発足し、そこで条例の中身が審議されました。抽象的な表現が多い条文のなかで、唯一具体的な施策を規定し、委員の全員の賛成をもって盛り込まれたのが、子どもの権利救済委員に関する条文です。条例の第2章では、子どものもつ様々な権利を挙げています。その中でも、第7条が規定する、安心して生きる権利については特に制定委員の関心が高く、最も重要であるという意向が強く示されました。その権利を保障するための制度として、救済制度は必要であり、規則や要綱ではなく、条例で定めるべきと判断されたのです。

救済委員には大きく3つの特徴があります。1つ目は、救済委員が調査、調整、勧告、是正要請を行うことができる点です。相談者は相談をするだけでなく、必要とあれば申立てができ、救済委員はその内容を審議した後、調査や調整を行います。場合によっては権利侵害を行った側に勧告や是正要請を行い、改善がなされたかの措置報告を求めることができます。相談者からすれば、相談から救済までの動きがひとつの機関で対応できるので、大きな安心感が得られます。実際には、一方的に勧告や是正要請をして、相手側と子どもとを対立させてしまっては、子どもにとって最善の方法とはいえなくなります。そのため、権利侵害を行った側とされた側が、どのような形で関係を回復していくのが最もよいかを考え、話し合い、回復に向けた人間関係の調整を行うことが救済委員の大きな役割となります。この点においても、勧告や是正要請の権限があることに、大きな意義があります。

2つ目は、18 歳未満の子どもをすべて対象としている点です。大人だけでなく、子ども自身が直接相談や申立てをすることができ、自分の意見を十分に伝えることができない低年齢児については、保護者などが代弁することができます。町にある既存の相談窓口は、就学前、学齢期などの担当が分かれており、1つの部署で完結できていません。また、町内に高等学校がなく、中学卒業後の子どもがどこに相談すればよいのか、分かりづらくなっています。そこで、18 歳未満のすべての子どもを1つの機関で対象とすることで、相談者にとって分かりやすく、利用しやすいという利点があります。

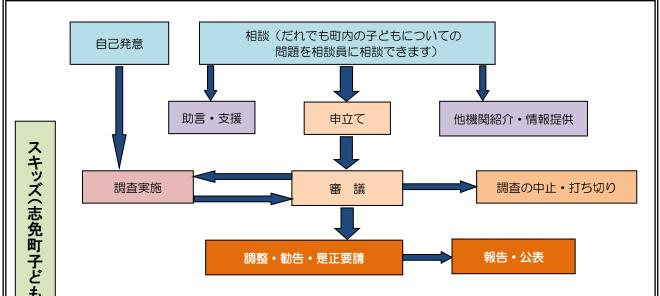
3 つ目は、救済委員が独立した公的な第三者機関である点です。救済委員が町や保育所・学校などの子ども施設、地域の団体などのどこにも属さないため、子どもも大人も安心して相談し、救済を求めることができます。

以上の3点から、子どもの権利救済委員は、既存の相談窓口とは異なる特徴をもつ、子どもの最善の利益を考慮した画期的な機関といえます。このようなことから、条例にぜひ盛り込むべきとされ、設置することとなりました。

スキッズ(志免町子どもの権利相談室)のしくみと活動

2 志免町子どもの権利相談室の救済活動

【スキッズ(志免町子どもの権利相談室)のしくみと活動】



救済活動とは・・・

誰でも町内の子どもについての問題を、スキッズ(志免町子どもの権利相談室)に相談できます。スキッズ(相談室)では相談員が話を聞いて「助言・支援」をするとともに、相談の内容に、より効果的に対応できる専門の機関を教える「他機関紹介・情報提供」を行います。さらにいじめや体罰など、相談するだけでは解決できないことを「解決のため手伝って欲しい」という「申立て」を受けたときは、救済委員が「調査」、「調整」などを行います。

「申立て」があると、申立て内容について話し合い(「審議」)、必要に応じ「調査」を行います。それをもとに、申立人の代わりに権利侵害を行った側と話(「調整」)をし、相手側の関係者、関係機関(例えば学校の先生、役場の人たち、家の人たち)に「こうしたほうがよい」や「こうして下さい」と伝え、問題解決に向け努力してもらうよう「勧告」や「是正要請」をおこないます。そして、「勧告」や「是正要請」を受けた人や機関には、「こうしました」ということを、できる限り報告してもらいます。適切な対応がとられない場合などには、プライバシーを侵害しない範囲内で、内容を公表することがあります。

もちろん、「調整」、「勧告」、「是正要請」をする前には申立人の意見を聴き、救済活動を行った後も、活動状況や結果などをお知らせします。

3 志免町子どもの権利救済委員制度の概要(令和6年度)

●子どもの権利救済委員

令和4年3月町議会で救済委員の人事案件可決。任期:令和4年4月1日~令和7年3月31日

子どもの権利代表救済委員	圓入	智仁	中村学園大学教授
子どもの権利救済委員	調	優子	特定非営利活動法人 九州大学こころと そだちの相談室 臨床心理士
子どもの権利救済委員	柳	優香	六本松中央法律事務所 弁護士・社会福祉士

●子どもの権利相談員

救済委員の補助をする相談員

倉谷 幸子	令和元年7月~
持丸 綾花	令和4年4月~
友綱 裕子	令和5年9月~

●子どもの権利相談室

志免町大字志免 451-1 志免町総合福祉施設シーメイト内

●開室日時

火•木曜日:13 時~19 時 土曜日:10 時~17 時

●広報活動及び出張相談

水曜日:10時~17時

●相談体制

相談員3名のうち、原則として2名のローテーション勤務相談員は相談の電話や来室での相談を受け、内容を救済委員に報告救済委員は月1回相談室に来室毎月1回、子どもの権利救済委員会議を開催

●事務局

志免町子育て支援課

4 志免町子どもの権利相談室 年表

2007年度(平成十九年度)	4月 7月 10月 11月	志免町子どもの権利条例 施行 志免町子どもの権利救済委員 任命 志免町子どもの権利相談室 開設 (坂瀬共同利用施設内 子どもの居場所「リリーフ」と併設) 全国自治体シンポジウム参加(愛知県高浜市) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ 'O7 参加 救済活動:自己発意による調査・調整 1件
2008年度(平成二十年度)	6月 10月 11月 12月 3月	志免町子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム参加(東京都世田谷区) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 子どもの権利フェスタ 'O8 参加 志免町児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安原救済委員) 人権教育学習講演(安部救済委員) シーメイトに相談室が移転 愛称を公募・スキッズに決定 相談目的でなくても来室可能とする 救済活動:0件
2009年度(平成二十一年度)	5月 7月 9月 12月 1月	シーメイトこどもまつりに参加 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員) スキッズだより 1 号配布 全国自治体シンポジウム参加(北海道札幌市) 中学生アンケート実施 人権教育学習講演(中学校 1 年生対象・安原救済委員) スキッズだより 2 号配布 人権教育学習講演(安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(調救済委員)
2010年度(平成二十二年度)	5月 9月 10 11 12 1 1 1 1 1 1	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座&座談会開催(安部救済委員) スキッズ便り3号配布 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(石川県白山市) スキッズ便り4号配布 ミニ講座&座談会開催(調救済委員) 人権教育学習講演(安原救済委員) 子どもの権利フェスタ2010参加 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 児童虐待防止ネットワーク代表者会議における講話(安部救済委員)

2011年度(平成二十三年度)	5月 7月 8月 9月 10月 11月	シーメイトこどもまつりに参加 ミニ講座開催(安原救済委員) スキッズだより5号配布 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免南小学校) 町内小中学校訪問(安原救済委員・調救済委員・相談員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(大阪府泉南市) 子どもの権利フェスタ 2011 参加
度)	12月	スキッズだより 6 号配布 人権教育学習講演(中学校 1 年生対象・安原救済委員) 救済活動:0 件
2012年度(平成二十四年度)	5 6 7 8 9 11 2 月 12 月	シーメイトこどもまつりに参加 ミ二講座開催(安部救済委員) スキッズだより 7号配布 町内小学校訪問(調救済委員・相談員) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム事務局参加(東京都目黒区) 子どもの権利委員会に出席・報告(調救済委員・相談員) 子どもの権利フェスタ 2012 参加 スキッズだより 8号配布 市民フォーラムに報告者として参加(事務局・相談員) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安部救済委員) 救済活動:依頼に基づく調整 1件
2013年度(平成二十五年度)		シーメイトこどもまつりに参加 スキッズだより9号配布 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免中央・志免南・志免西小学校) 中学生アンケート実施 町内会議で報告書とパンフレット配布 町内学校訪問(調救済委員・相談員) 全国自治体シンポジウム参加(長野県松本市)調救済委員・事務局 志免西小学校出張スキッズ開始(月1回) 子どもの権利フェスタ 2013 参加 市民フォーラムに報告者として参加(調救済委員) スキッズだより10号配布(小中学校・町内回覧) 人権教育学習講演(中学校1年生対象・安原救済委員) 志免町虐待等防止ネットワーク会議での講演(安部救済員) フォーラム第4分科会会議参加(調救済委員・事務局・相談員)

	4月	志免西小学校出張スキッズ(月 1 回)
	5月	シーメイトこどもまつりに参加
		町内学校訪問(調救済委員・相談員)【5月~6月】
	7月	スキッズだより 11 号配布(小中学校・町内回覧)
		市民フォーラム交流会参加(安原救済委員・事務局・相談員)
		夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免中央・西・南小学校)
2		【7月~8月】
Q	9月	子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員・調救済委員)
1 4		中学生アンケート実施
4 年 度		ふくおか子どもの権利研究会設立準備会に参加(事務局・相談員)
		筑前町による視察(事務局・相談室)
(平成	10月	全国自治体シンポジウム(青森市)参加(事務局)
成		武蔵野市による視察(事務局・相談室)
三	11月	那珂川町による視察(事務局・相談室)
二十六年度)		子どもの権利フェスタ 2014 参加
年	12月	福岡県知事のスキッズ来室(ふるさと訪問として)
送		市民フォーラムに報告者として参加(調救済委員・相談員)
	1月	人権教育学習講演(中学校 1 年生対象・安原救済委員)
	2月	スキッズだより 12 号配布(小中学校・町内回覧)
	3月	毎日新聞取材(事務局・相談員)
	0,5	福岡県人権教育研修会に報告者として参加(調救済委員・事務局)
		福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)
		救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1件
	5月	シーメイトこどもまつりに参加
		フースイドとともなりりに参加 志免西小学校出張スキッズ(月 1 回)
		新潟県阿賀野市視察(事務局対応)
	6月	初海県西東野市代景(事務局対応) 福岡市議員視察(事務局対応)
2	OA	面内的
2	7月	スキッズだより 13 号配布(小中学校・町内回覧)
1	1 7	
5 任		夏休み地域子ども教室での啓発活動【7月~8月】 子どもの権利委員会に出席・報告(安部救済委員)
年度	9月	于こもの権利委員会に出席・報告(女部救済委員) 中学牛アンケート実施
	10月	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)
	IOH	全国自治体シンポジウム 2015 西東京に参加
+	11 -	(安原・調救済委員・事務局・相談員)
(平成二十七年度)	11月	子どもの権利フェスタ 2015 参加
度	12月	人権教育学習講演(中学校 1 年生対象・安原救済委員) フェセスタクタの(東教民対応)
		ユニセフ協会視察(事務局対応)
		市民フォーラム「子どもにやさしいまちづくり」参加(事務局)
		スキッズだより 14 号配布(小中学校・町内回覧)
	1月	福岡子どもにやさしいまち・子どもの権利研究会に参加(事務局)
1	I	救済活動:相談に基づく関係機関との連携 1件

	5月 6月 7月	シーメイトこどもまつりに参加 志免西小学校出張スキッズ(月 1 回) スキッズだより 15 号配布(小中学校・町内回覧) 子どもの権利委員会に出席・報告(安原救済委員)
2016年度(平成二十八年度)	8月 9月 10月 11月	審議会等委員の会セミナーメイト視察(事務局対応) 夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免中央・志免西・志免南・志免東小学校) 「志免町子どもの権利条例」研修会(相談員) 中学生アンケート実施 シーメイト消防訓練参加(相談員) 全国自治体シンポジウム 2016(宝塚市)に参加 (圓入救済委員・事務局・相談員) 子どもの権利フェスタ 2016参加
		人権教育学習講演 (志免東・志免中学校 1 年生対象・安原・圓入救済委員)【11 月~12 月】 スキッズだより 16 号配布(小中学校・町内回覧) シーメイト消防訓練参加(相談員) 教済活動:0 件
	5月	シーメイトこどもまつりに参加
	6月	志免西小学校出張スキッズ(月 1 回) 全国子ども福祉センターシンポジウム(安原・調救済委員)
	7月	スキッズだより 17 号配布(小中学校・町内回覧) 夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免中央小・志免西小学校)
2	8月	夏休み地域子とも教室での啓発活動(志免南・志免東小学校)
17年度(平成	9月	福岡市町村等児童相談関係職員研修(12月8日までの計5回) 子どもの権利委員会(調・圓入救済委員) 中学生アンケート実施 全国自治体シンポジウム2017(越前市)に参加 (安原救済委員・圓入救済委員・事務局) シーメイト消防訓練参加(相談員)
二十九年度)	11月	町内保育園・幼稚園職員向け子どもの権利条例の啓発(事務局)
	12月	志免町文化祭(相談員・事務局) 町内学校訪問(安原・調・圓入救済委員) 志免町子どもの権利フェスタ 2017 参加(相談員・事務局) 「志免町人権のつどい」にて子どもの権利条例の啓発(事務局) スキッズだより 18 号配布(全小中学校・町内回覧) 救済活動:自己発意による調整 1件

	4月	福岡市町村等児童相談関係職員研修
	5月	校長会出席(圓入救済委員) 町内学校訪問(安原救済委員・圓入救済委員)
	0/3	シーメイトこどもまつりに参加
2	6月	志免西小学校出張スキッズ(月 1 回)
2 0	7月	スキッズだより 19 号配布(全小・中学校・町内回覧)
8	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動 (志免東・志免西・志免中央・志免南小学校)
18年度	9月	(心光米・心光色・心光中失・心光南小子校) 中学生アンケート実施
	0 / 3	シーメイト消防訓練参加(相談員)
成	11月	志免町文化祭(相談員・事務局)
(平成三十年度)		子どもの権利フェスタ 2018 参加(相談員・事務局)
年	1月	町内学校訪問(安原救済委員・調救済委員) スキッズだより 20 号配布(小中学校・町内回覧)
这	2月	全国自治体シンポジウム 2017 (宗像市) に参加 (圓入救済委員・調救済委員・事
		務局)
		志免町幼稚園・保育園にクリアファイル・リーフレット・しおり配布(相談員)
	3月	平成31年度出張スキッズ概要説明に訪問(志免中央、志免南小)(相談員)
	4月	救済活動:相談に基づく支援 2件 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	4月	新規採用職員向け子どもの権利条例研修(事務局による講話) 校長会出席(圓入救済委員)
	5月	シーメイト子どもまつりに参加
	6月	志免西小学校出張スキッズ(全8回)志免中央小出張スキッズ(全3回)
	0.0	スキッズ便り21号、しおり配布(全小・中学校・町内回覧)
2	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免西小・志免東小学校) (志免中央小・志免 南小学校)
0		子どもの権利委員会(圓入救済委員・柳救済委員)
<u>9</u>	9月	中学生アンケート・パンフレット配布
9年度		シーメイト消防訓練参加(相談員)
(令 和		中学生アンケート回収(志免中・志免東中学校) 要保護児童相談関係職員研修受講(相談員)(12月13日までの計5回)
型		安保設が単位の関係職員的学校のでは、12月13日までのよう国が開発して、12月13日までのよう国が開発して、12月13日までのよう国が、12月13日までは、13月13日までは、12月13日までは、12月13日までは、12月13日までは、12月13日までは、13月13日までは、12月13日まで
元年度)	10月	志免南小学校出張スキッズ(全2回)
度)	11月	町内会会長会議において子どもの権利かるた大会報告(事務局)
	1月	スキッズだより 22 号配布 (全小中学校、町内回覧)
		情報セキュリティ研修会(相談員受講) 町内学校訪問(圓入救済委員・柳救済委員)
	2月	クリアファイル・リーフレット配布(全志免町中学校卒業生分)
	3月	小学校入学児童にクリアファイルとパンフレットを配布(令和 2 年度分)
		救済活動:相談に基づく支援 1件

2020年度(令和二年度)	6月 7月 8月 9月 11月 3月 3月	新型コロナウイルス感染防止のための役場との会議 志免西小学校出張スキッズ打ち合わせ 校長会出席(圓入救済委員) 志免中央小学校 (コロナウイルス対応)出張スキッズの打ち合わせ 志免中央小学校出張スキッズ (全3回) 那珂川市から視察のため来室 スキッズ便り23号、しおり配布(全小中学校) スキッズ便り配布(町内回覧) 志免南小学校出張スキッズ(全3回) 中学校アンケート・パンフレット・報告書配布・回収 志免西小学校出張スキッズ(全5回) 志免町子育て支援課による傾聴及び児童福祉に関する研修 報告書配布(町内小学校4校) 子ども虐待対応セミナー研修への参加 福岡大学メディカルホール(講師 友田明美) 志免町内各中学校にスキッズ紹介のお知らせ配布 スキッズ便り24号配布 (全小中学校 町内回覧) 学校教育課へのヒアリング クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分)
		教済活動:相談に基づく支援 2 件 学校教育課へのヒアリング 1 件
2021年度(令和三年度)	45 6 7 8 9 01123	相談員への研修(子育て支援課事務局・調救済委員) 学校教育課とのヒアリング 相談員への研修(圓入救済委員) 相談員への研修(柳救済委員) 志免西小学校 出張スキッズ打ち合わせ 志免西小学校出張スキッズ(全4回) 志免中央小学校出張スキッズ(全4回) 志免南小学校出張スキッズ(全3回) スキッズ便り25号、しおり配布(全小中学校) 学校教育課とのヒアリング スキッズ便り25号配布(町内回覧) 中学生アンケート配布(全中学校) 子どもの権利相談室報告書配布(全小中学校) 子どもの権利委員より圓入救済委員へのヒアリング 圓入救済委員・調救済委員中央小学校訪問 スキッズ便り26号配布(全小中学校) クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分・小学生新入生分) 教済活動:手紙相談に基づく支援1件

	4月	相談員への研修(子育て支援課事務局・調救済委員・圓入救済委員)
	5月	志免西小・東小・南小学校訪問(圓入救済委員・調救済委員) 志免東中・中央小学校訪問(圓入救済委員・調救済委員・柳救済委員)
) JH	心光宋中・中央小学校初向(圓入救済安員・調救済安員・柳救済安員) 志免中学校訪問(圓入救済委員)
		相談員への研修(柳救済委員)
	6月	志免中央小学校出張スキッズ(全 4 回) 中学生アンケート配布(志免東中学校)
2	0,5	志免西小学校出張スキッズ(全 4 回)
2	7月	スキッズ便り 27 号・パンフレット・しおり配布(全小中学校) 志免南小学校出張スキッズ(全 3 回)
2022年度	8月	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免西小・志免東小学校)(志免中央小・志免
	9月	南小学校) 中学生アンケート配布(志免中学校)
令和	0,5	スキッズ便り 27 号配布(町内回覧)
(令和四年度)	10月	子どもの権利委員会(圓入救済委員・調救済委員・柳救済委員) 子どもの権利相談室報告書配布(全小学校)
度		志免東小学校出張スキッズ(全3回)
	11月	スキッズ便り 28 号配布(全小中学校) 子どもの権利相談室報告書配布(全中学校)
	1月	志免中•志免東中学校講演会(圓入救済委員•柳救済委員)
	2月	スキッズ便り 28 号配布(町内回覧) クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分)
	3月	クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立小学校新入生分)
		救済活動:手紙相談に基づく支援 4件
	4月	志免西小・東小・中央小学校訪問(調救済委員・柳救済委員)
	5月	志免南小・志免東中・志免中学校訪問(圓入救済委員・柳救済委員) 中学生アンケート配布(志免東中学校)
	6月	志免西小学校出張スキッズ(全 4 回)
		スキッズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布(志免西・南・中央小学校) 志免東中学校講演会(3 年生)(圓入救済委員)
	70	志免南小学校出張スキッズ(全3回)
2	7月	志免東中学校講演会(1 年生)(圓入救済委員) 志免中央小学校出張スキッズ(全 4 回)
0		スキッズ便り 29 号・パンフレット・しおり配布(志免東小学校・全中学校)
23年度	9月	子育て支援課事務局による相談員への研修 学校教育課とのヒアリング
年度	400	中学生アンケート配布(志免中学校)
	10月	スキッズ便り 29 号配布(町内回覧) 子どもの権利相談室報告書配布(志免西・中央・東小学校)
和	11月	志免東小学校出張スキッズ(全3回)
(令和五年度)		子どもの権利相談室報告書配布(志免南小学校・全中学校) スキッズ便り 30 号配布(志免東中学校)
	12月	志免中学校講演会(2年生)(柳救済委員) スキッズ便り30号配布(全小学校・志免中学校)
	1月 2月	スキッス使り30号配布(主小学校・志光中学校) スキッズ使り30号配布(町内回覧)
	3月	柳救済委員による相談員への研修 クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立中学校卒業生分)
		グリアファイル・リーブレットを貼中(主志兄町立中学校卒業生分) 圓入救済委員による相談員への研修
		クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立小学校新入生分) 救済活動:手紙相談に基づく支援 4件
		秋済活動・手紙相談に基づく支援 4 件 中学生アンケート相談に基づく支援 2 件
		学校教育課へのヒアリング 1件

5 令和6年度(2024年度)の活動概要

月	B	活動内容
4	19	志免西•中央小•志免中学校訪問(調救済委員•柳救済委員)
	26	志免南•東小•志免東中学校訪問(圓入救済委員•柳救済委員)
	30	第 1 回救済委員会議
5	10	志免東中学校にアンケート用紙を配布~19日回収
	28	第2回救済委員会議
6	5	志免東小学校 第1回出張スキッズ(3・4年生)
	5	スキッズ便り 31 号・パンフレット・しおり配布(志免東小学校・志免東中学校)
	12	スキッズ便り 31 号・パンフレット・しおり配布(志免中央小学校)
	14	志免東中学校講演会(1年生)(圓入救済委員)
	19	スキッズ便り 31 号・パンフレット・しおり配布(志免南・志免西小学校)
	25	第3回救済委員会議
	26	志免中央小学校 第1回出張スキッズ(3・4年生)
	26	スキッズ便り 31 号・パンフレット・しおり配布(志免中学校)
7	3	志免西小学校 第1回出張スキッズ(3・5年生)
	17	志免西小学校 臨時出張スキッズ
	23	スキッズ便り 31 号配布(町内回覧)
	30	第 4 回救済委員会議
8	7	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免中央・西小学校)
	21	夏休み地域子ども教室での啓発活動(志免東・南小学校)
	21	志免中学校にアンケート用紙を配布~9月18日回収
	27	第5回救済委員会議
9	4	志免南小学校 第1回出張スキッズ(5・6年生)
	17	第6回救済委員会議
	18	志免東小学校 第2回出張スキッズ(1・2年生)
10	2	志免西小学校 第2回出張スキッズ(2・4年生)
	8	スキッズ便り 32 号配布(志免東中学校)
	22	子どもの権利委員会、相談室視察(圓入救済委員)
	22	学校教育課とのヒアリング(圓入救済委員・調救済委員)
	22	第7回救済委員会議
	30	全小中学校 報告書配布
	30	志免南小学校 第2回出張スキッズ(3・4年生)

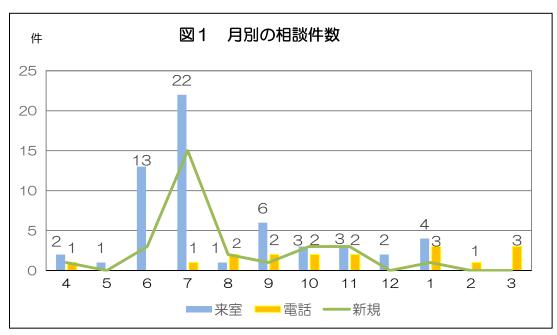
11	3	文化祭 権利条例冊子・パンフレット・しおり・スキッズお手紙セット配布
	6	志免南小学校 第3回出張スキッズ(1・2年生)
	13	志免中央小学校 第2回出張スキッズ(2・5・6年生)
	14	マニフェスト大賞受賞研修会にて事例発表(調救済委員)
11	15	マニフェスト大賞授賞式(圓入救済委員・調救済委員)
	19	第8回救済委員会議
	19	NHK 情報番組「ロクいち!福岡」で、子どもの権利相談室の取り組みの紹介
	21	志免中学校講演会(2年生)(栁救済委員)
12	4	志免東小学校 第3回出張スキッズ(5・6年生)
	4	スキッズ便り32号配布(全小学校・志免中学校)
	10	第9回救済委員会議
1	7	第 10 回救済委員会議
	15	志免西小学校 第3回出張スキッズ(6年生)
	27	スキッズ便り 32 号配布(町内回覧)
	29	志免中央小学校 第3回出張スキッズ(1年生)
2	12	志免西小学校 第4回出張スキッズ(1年生)
	12	クリアファイル・リ-フレット・挨拶状・しおり配布(全志免町立中学校卒業生分)
	20	第 11 回救済委員会議
	23	全国自治体シンポジウム(22~24 日・愛知県名古屋市)参加(調救済委員・栁救済
		委員・事務局)・分科会で志免町の活動を発表(栁救済委員)
	26	志免中央小学校 第4回出張スキッズ(5・6年生)
	26	クリアファイル・リーフレットを配布(全志免町立小学校新入生分)
3	18	第12回救済委員会議

相談に基づく支援 3 件 自己発意による調査 1 件 中学生アンケート相談に基づく支援 1 件 学校教育課へのヒアリング 1 件

Ⅱ 活動報告

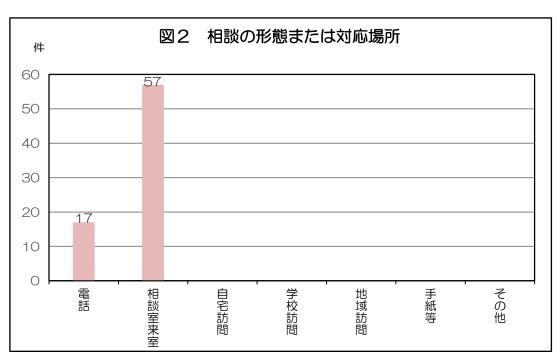
1 子どもの権利相談室の相談活動

令和6年4月1日より令和7年3月31日までに、「志免町子どもの権利相談室 (スキッズ)」で対応した相談はのベ74件でした。そのうち、新規の相談は30件、 継続の相談は44件でした。月別の相談件数は、図1の通りでした。

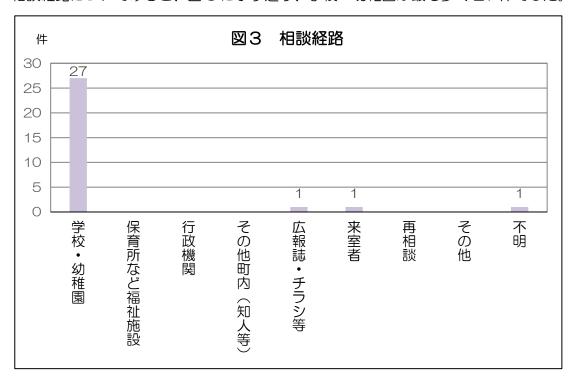


相談の形態または対応場所については、図2の通り、「来室」による面談が74件中57件、「電話」による相談が17件でした。

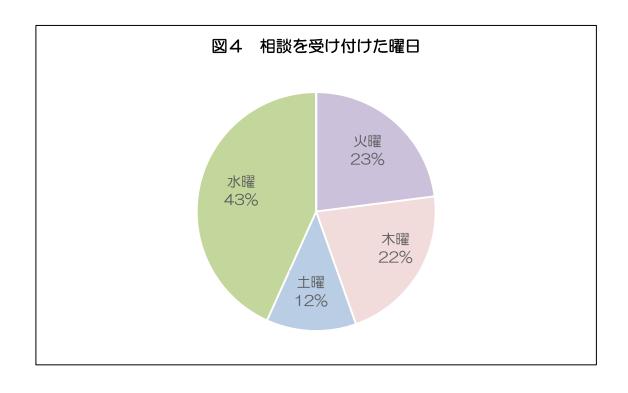
志免町子どもの権利相談室(スキッズ)では、小学校への出張スキッズ(出張相談)を 行っています。出張スキッズでの相談は、「来室」に含めています。



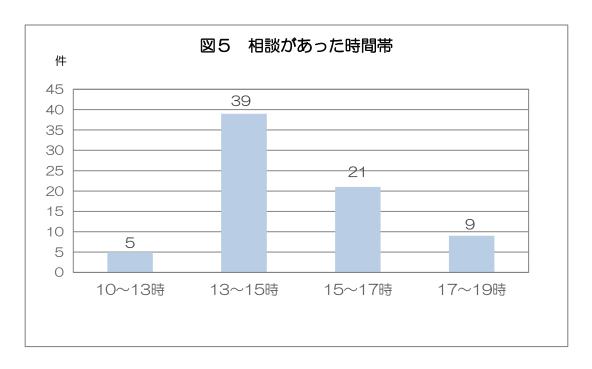
相談経路についてみると、図3に示す通り、学校・幼稚園が最も多く27件でした。



相談を受け付けた曜日は、図4に示す通り、出張スキッズ開催日の水曜日に、相談の受付が多くみられました。

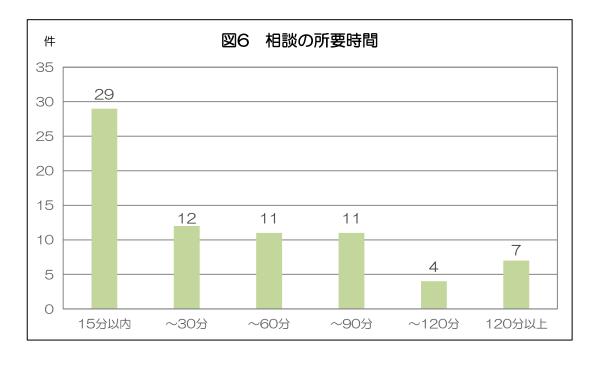


相談があった時間帯は、図5の通り、13時~15時が39件、15時~17時が21件 17時~19時が9件、10時~13時が5件でした。

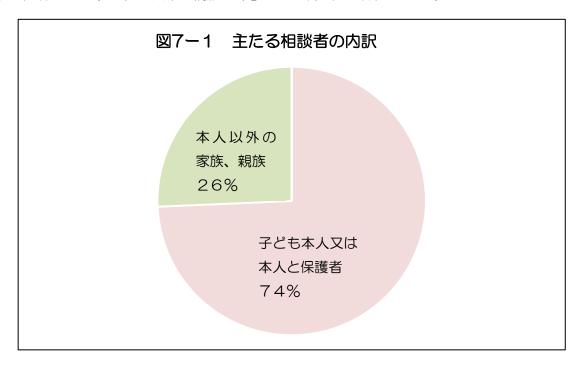


志免町子どもの権利相談室は曜日によって開室時間が異なります。火・木曜日は 13 時~19 時、土曜日は 10 時~17 時です。小学校への出張相談は水曜日の昼休み (13 時~14 時)に行っています。

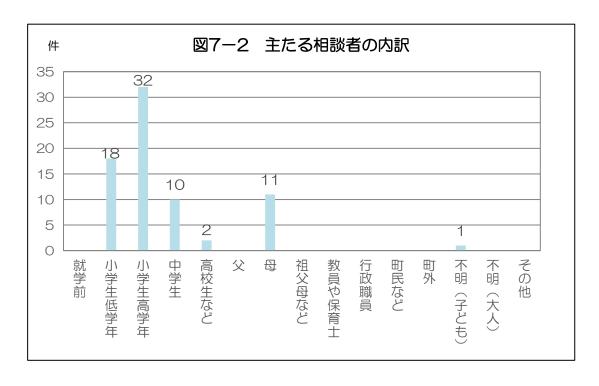
相談の所要時間としては、図6の通り15分程度が最も多く、74件中29件でした。また、90分を超える相談が11件ありました。



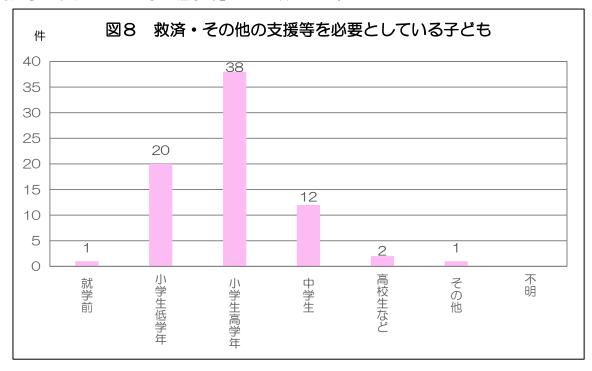
主たる相談者の内訳は、図 7-1 の通り、「子ども本人、又は本人と保護者」が 74% (55) 件でした。「本人以外の親族のみ」は 26% (19 件) でした。



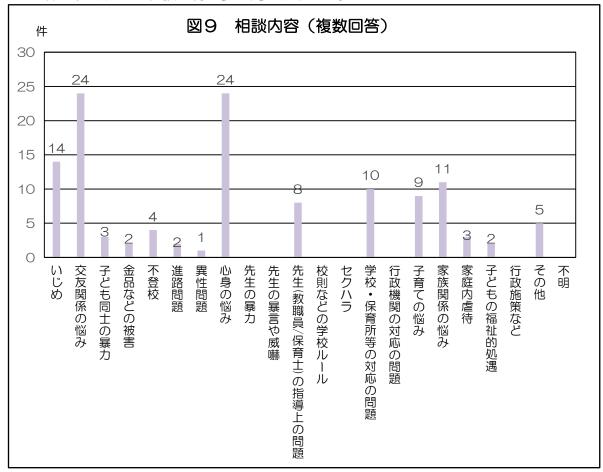
主たる相談者の内訳では、図 7-2の通り「小学校高学年」や「小学校低学年」からの相談が多く 74 件中 50 件でした。



令和6年度よせられた相談の対象者は、図8の示す通り、「小学校高学年」が38件で最も多く、次いで「小学生低学年」が20件でした。

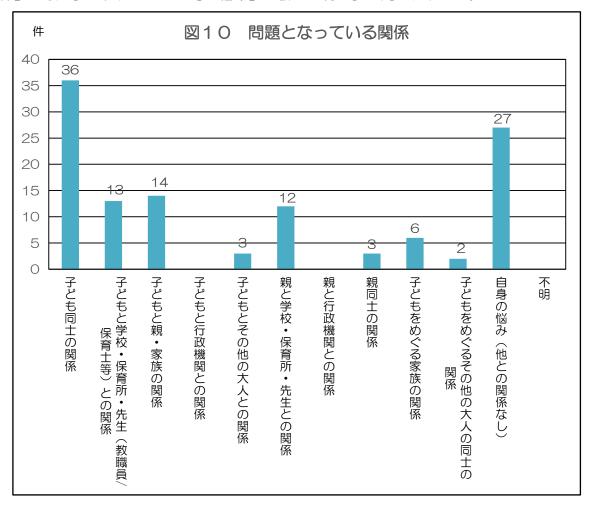


相談内容は、図9に示す通り「交友関係の悩み」「心身の悩み」が24件で最も多く、次いで「いじめ」が14件、「家族関係悩み」が11件、「学校・保育所等の対応の問題」が10件と、それらの相談が特に多く見られました。

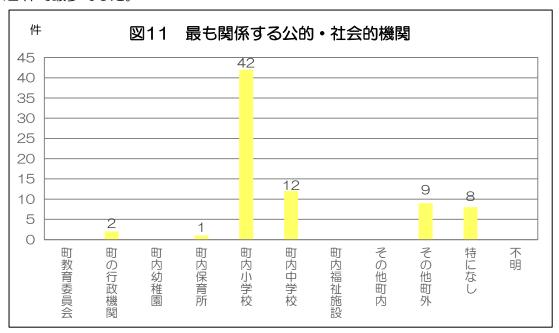


件

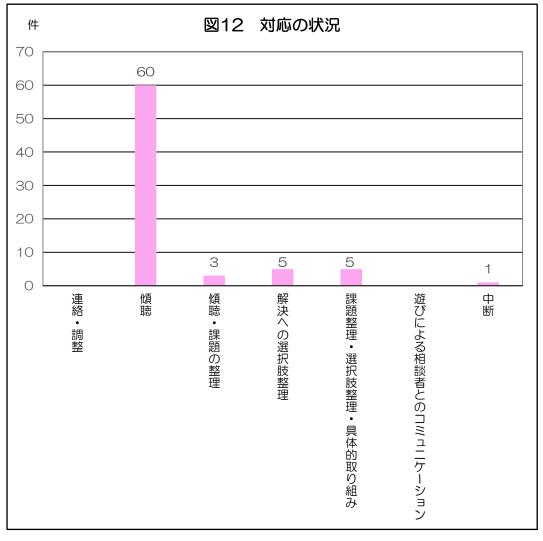
相談者の訴えをもとに、問題となっている関係をみると、図 10 の通り、「子ども同士の関係」が最も多く、次いで「自身の悩み」の訴えが特に多く見られました。



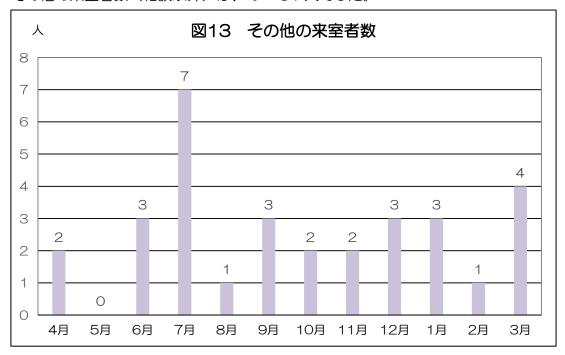
相談者の相談内容に、最も関係すると考えられる機関は、図 11 の通り、「町内小学校」が 42 件で最多でした。



相談者の応対の状況の内訳は、図 12 の通り「傾聴」が最も多く 60 件でした。



その他の来室者数(相談以外)は、のべ31人でした。



【シーメイト内 子どもの権利相談室スキッズ】







2 出張スキッズ(志免中央小学校・志免南小学校・志免西小学校・志免東小学校)

子どもの権利条例は、志免町に住むすべての子どもたちのためにあり、相談室も志免町に住む子どもたち全員に利用する権利があります。しかし、シーメイトのスキッズに子どもだけで来室できるのは、シーメイトが校区内にある志免東小学校の子どもたちのみです。この不平等な状態の改善は長年の願いでしたが、各学校の協力を得て、学校への出張による子どもの権利相談室(出張スキッズ)を行えるようになりました。

平成 25 年度から志免西小学校、令和元年度からは、志免南小学校と志免中央小学校でも 出張スキッズを行っています。また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、シーメイトの 休館や来室者の制限など、子どもたちの来室ができなくなることがありました。そこで、令和 4 年度からは、校区の志免東小学校でも出張スキッズを実施することになり、これにより 志免町内すべての小学校で行うことになりました。

・お手紙交換

子どもたちの声にもっと寄りそっていきたいと考え、令和2年度から、お手紙の交換をはじめたところ、たくさんの子どもたちの心の声を聴くことができました。さまざまな悩みごとや心配ごと、日ごろ感じていることなどについて、救済委員と相談員がみんなで喜んだり、悩んだり、考えながら、返事の手紙を書いています。このお手紙交換を通じて、子どもたちが、自分はひとりぼっちではないと感じながら、楽しい学校生活を送ってもらいたいと思います。



【封筒】



【便せん】

・ 令和 6 年度の取りくみ

令和6年度の出張スキッズでは、昨年度に引き続き、来室での相談員とのお話しやお手紙の交換を行いました。年度を増すごとに、参加人数や対面での相談を希望する子どもたちが増えてきています。また、子どもたちの手紙での相談が、より具体的で内容深いものになってきています。

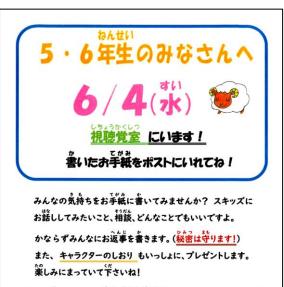


【スキッズ手紙受付】



【手紙投函用ポスト】

【クラスに掲示するポスター(高学年用)】 【手紙の返事と一緒に入れるしおり】





★ 子どもの権利相談室 スキッス ★ ことや悩みができたら、相談したいと思います!! ことや悩みができたらの言葉がたくさん届きました。 という子どもたちからの言葉がたくさん届きました。 また、高学年の子どもたちには、制作(ぬり絵)ができるしおりを配布して楽しんでもらっています。

(裏面には相談室の詳細を記入)

【お手紙交換を行う際、先生に子どもたちに読んでもらう読み上げ文】

子どもたちに、手紙の封筒、便せんを配布していただく際の 「先生方の読み上げ文」

いまから、志免町子どもの権利相談室スキッズのお手紙交換の封筒と 便せんを配ります。志免町には、「子どもの権利条例」があります。 スキッズは、子どもの声を聞いて、子どもの権利を守るためにつくられた 相談室です。スキッズの相談員さんに、聞いてほしいことがある人は、 この紙に書いて、封飾に入れてのり付けをしてください。

6月18日(水) に相談員さんが 多目的室 で、 待っているので、みなさんが一人一人ポストに入れに行ってください。

【相談員さんからのメッセージです】

嬉しかったことや楽しかったこと、嫌だったことや困ったことなど、 何を書いてもかまいません。ぜひ、書いてくださいね。みなさんの 色々な声を聞けることを楽しみにしています。

お手紙を書いてくれたお友達には、相談員からのお返事があります。 しおりのプレゼントもありますよ。楽しみに待っていてくださいね。



先生や子どもたちに、スキッズのお 手紙交換について、スムーズに理解 してもらえるように「読み上げ文」を 取り入れています。





【志免中央小学校 出張スキッズ】

• 志免中央小学校での出張スキッズの参加人数と相談

第1回	6月26日(水)	3・4年生	82名
第2回	11月13日(水)	2・5・6年生	123名
第3回	1月 29日(水)	1 年生	64名
第4回	2月26日(水)	5・6年生	34名

参加人数合計 303名



(手紙での相談人数 90名)



○出張スキッズ開室時間 12:45~13:25(昼休み)

〇出張スキッズ開室場所 視聴覚室

【志免南小学校 出張スキッズ】

・志免南小学校での出張スキッズの参加人数と相談

第1回	9月	4日(水)	5•6年生	39名
第2回	10月	30日(水)	3・4 年生	15名
第3回	12月	6日(水)	1・2・3年生	54 名

参加人数合計 108名



(手紙での相談 33名)



○出張スキッズ開室時間 13:25~14:05(昼休み)

〇出張スキッズ開室場所 視聴覚室

【志免西小学校 出張スキッズ】

・志免西小学校での出張スキッズの参加人数と相談

第1回	7月 3日(水)	3•5年生	170名
臨時	7月17日(水)	3•5年生	(相談のみ)
第2回	10月 2日(水)	2•4年生	137名
第3回	1月15日(水)	6 年生	3 名
第4回	2月12日(水)	1 年生	145名

参加人数合計 455名





○出張スキッズ開室時間 13:25~14:10 (昼休み) ○出張スキッズ開室場所 多目的室

【志免東小学校 出張スキッズ】

・志免東小学校での出張スキッズの参加人数と相談

第1回	6月 5日(水)	3・4年生	70名
第2回	11月6日(水)	1•2年生	78名(4年生1名)
第3回	1月31日(水)	5・6年生	23 名 (4 年生 1 名)
			参加人数合計 162 名

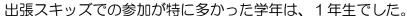


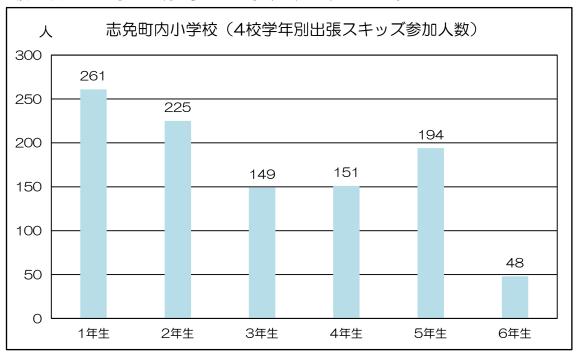
(手紙での相談 42名)

○出張スキッズ開室時間 13:25~14:05 (昼休み) ○出張スキッズ開室場所 図工室

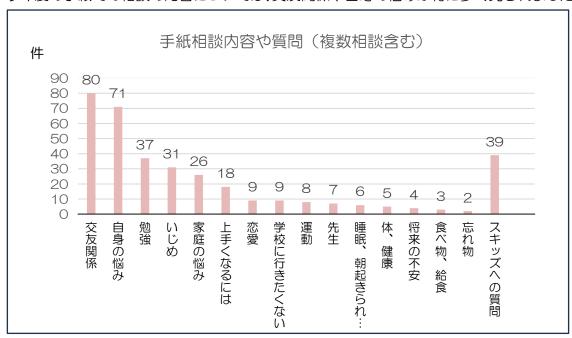
3 出張スキッズでの手紙による子どもたちの参加や相談について

出張スキッズでの手紙のやりとりは 1028 件あり、そのなかで救済委員や相談員が助言やアドバイスが必要と考え、手紙相談として対応した人数は 299 人でした。





今年度の手紙での相談の内容については、交友関係や自身の悩みが特に多く見られました。



手紙での相談室への質問は39件ありました。また、スキッズへのお礼や応援を手紙に記入してくれる子どもたちも多く見られました。

4 広報活動

夏休み地域子ども教室(チャレンジ広場)での啓発活動

日時: 令和6年8月 7日(水) 中央小 10:00~11:30(15人)

西小 13:00~14:20 (16人)

8月21日(水) 東小 10:00~11:30(29人)

南小 13:00~14:20(26人)

1. 活動内容

地域子ども教室(チャレンジ広場)は、子どもの居場所づくりの一環として実施しています。 その活動の一つとして、「志免町子ども権利条例」や「子どもの権利相談室(スキッズ)」の広報 活動を行っています。チャレンジ広場での広報活動は「志免町子ども権利条例」について説明を 行ったり、「スキッズ」について知ってもらったりすることを目標としています。また、人権に 関するペープサートを使った寸劇や、心があたたかくなるような絵本の読み聞かせを実施する ことで、子ども達の人権意識の向上を図ります。

2. チャレンジ広場の当日の流れについて

- ① 「志免町子どもの権利条例について」
- ② 「相談室って、どんなところ」
- ③ 絵本「となりのたぬき」
- ④ 質疑応答
- ⑤ まとめ



読み聞かせ絵本「となりのたぬき」





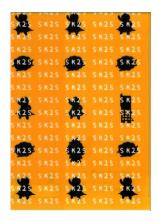
子どもたちは、志免町の権利条例や相談室の紹介について、パネルやペープサートを使った説明をとても熱中して見ていました。また、子どもたちが大好きなスキッズのキャラクターを紹介したり、クイズをしたりする場面では、子どもたちが積極的に手を挙げて発表するなど、メリハリのある楽しい時間となりました。

【相談室(スキッズ)からの配布物】

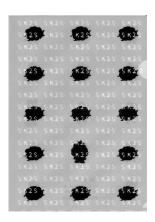
志免町子どもの権利相談室(スキッズ)のことを、たくさんの子どもたちに知ってもらうために、しおり、パンフレットの配布を行っています。また、年に2回、小中学校の各クラス掲示用として、スキッズ便りを配布しています。しおり、パンフレットは小中学校の全児童・生徒に配りました。

また、シーメイトや志免町の子育て支援センター、図書館にも、しおりやパンフレットを 配布したり、設置したりしています。

今年度行われた啓発活動でも、パンフレットやしおり、条例リーフレット、権利条例冊子等 を配布しました。

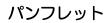


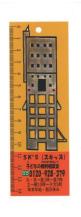




小学生向けクリアファイル・条例リーフレット・中学生向けクリアファイル









しおり

【イベントなどでの配布】

配布先•配布場所	配布月など	しおり	条例リーフレット	パンフレット	クリアファイル	条例冊子	スキッズ便り	報告書	ぬり絵
小中学校に配布	7月	4746		4746			140		
町内回覧	11月						1800		
中学生アンケート	6・9月								
小中学校に配布	10 •						140	69	
町内回覧	12・1月						1800		
中学卒業生	0.0	514		514	514				
小学校入学児童	3月	488	488	488	488				488
スキッズドア前		40		60			2		
子育て支援				400					
センター	随時								
シーメイト		30		60			4		
来室者		10							
出張スキッズ		250							
チャレンジ広場	8月	98	98		98				98
中学校講演会	6•11月								
シンポジウム	2月	100		100				100	
文化祭	11月	50	50	50					
職員研修	4月	56	56		56	56			
志免町子ども	10月					8		8	
の権利委員会 子ども実行 委員	7月	11	11		11	11			
その他	随時	64	64		64	64		160	
合計	19810	6457	767	6418	1231	139	3886	337	586

2024 年第 19 回マニフェスト大賞 「優秀賞」を受賞しました。

志免町子どもの権利相談室の、手書きによる 小学校児童とのお手紙交換、中学校生徒への相談 対応の取り組みが応募総数 3012 件から 41 件 に選ばれ、マニフェスト大賞での政策・まちづく り部門において、優秀賞を受賞しました。講評で は、子どもたちの声に対して、配慮をしながら 向き合おうとする取り組みが高く評価されました。











NHK「ロクいち!福岡」にて スキッズが紹介されました。

11月19日の放送にて、子どもの権利を守るため

のスキッズの取り組み「小学校でのお手紙交換」 「救済活動」について紹介されました。小学校訪問 の撮影中には、子どもたちが「いつもありがとうご ざいます!」と感謝の言葉を伝えに来てくれて、 あたたかい気持ちになりました。これからも活動を 通して、子どもたちが安心してすごせるように、一 人一人に子どもの権利があること、力になりたいと 思っている大人がいることを知ってもらうきっかけ

になれたらと思います。

全国自治体シンポジウム 2024 名古屋でスキッズの活動と取り組みを発表しました。

2月22~24日に、「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出」をテーマとするシンポジウムが開催されました。23日の第一分科会①「子どもの相談・救済」では、柳救済委員による『子どもの権利に基づく相談救済機関の機能と役割』のパネルディスカッションで、志免町の活動報告と取り組みについて発表がありました。NHKの動画を交えて紹介したところ、多くの参加自治体から、参考にして実践したいというお声をいただきました。



救済委員による志免東中学校・志免中学校人権教育学習講演会

志免東中学校の 1 年生や、志免中学校の 2 年生を対象に、人権教育学習講演会を 行いました。

令和6年度 6月14日 15:00~15:50 志免東中学校(1年生) 11月21日 9:50~10:40 志免中学校(2年生)

志免東中学校では、救済委員の圓入先生による 講演会を行いました。子どもの権利条例や救済委員 制度、また「幸せについて」の内容等でお話ししま した。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

(志免東中 1 年生 140 人)

- 〇今日の話はわかりましたか?
 - ・わかった 47.9%
 - ・だいたいわかった 45.7%
 - ・あまりわからなかった5.0%
 - ・わからなかった 1.4%

志免中学校(体育館にて)



志免東中学校 (ランチルームにて)







志免中学校では、救済委員の柳先生による講演会を行いました。子どもの権利条例や、救済委員制度、また、いじめなどの内容等でお話ししました。

講演後のアンケートの結果は以下の通りです。

(志免中2年生291人) 〇今日の話はわかりましたか?

- わかった64.3%
- だいたいわかった33.3%
- ・あまりわからなかった28%
- ・わからなかった 2.4%

講演会のアンケートには、「志免町には、子どもの幸せを願って、しっかり守ってくれる条例があってすごいと思う」「自分の権利だけではなく、友だちの権利も大事にしたいと思いました」等の感想が多く見られました。

5 中学生に対する「子どもの権利」に関するアンケート

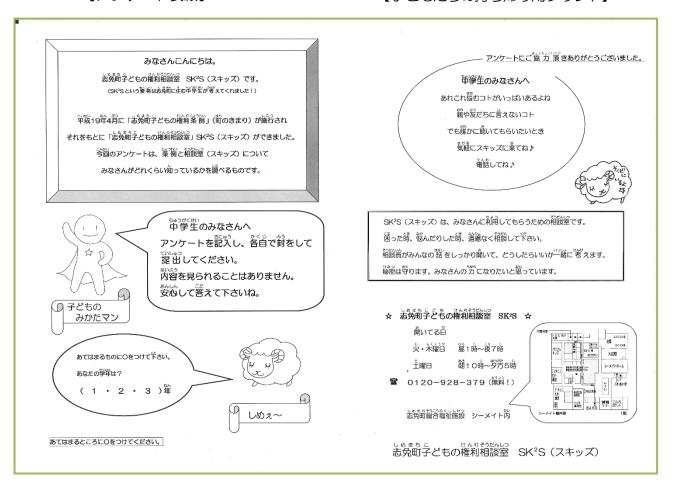
令和6年、志免東中学校では6月、志免中学校では9月に、志免町内の中学生(1354名)を対象に、「子どもの権利」に関するアンケートを実施しました。

このアンケートでは、志免町の中学生が、子どもの権利条例や子どもの権利相談室について知っているか、何か悩んだり困ったりしている時、相談できる人がいるかどうかなどについて尋ねました。また、悩んだり、困ったりした時に相談する人の内訳や、相談室への質問や相談が記入できるところを設けています。

令和5年度からは、学校での気になる校則や決まりについて、中学校でスキッズの出張相談があったら相談したいと思うかについても記入してもらうことになりました。

【アンケート表紙】

【子どもたちの持ち帰り用プリント】



【アンケートを入れる封筒】



アンケートは、子どもたちが安心して自分の気持ちを記入できたり、相談の秘密が守られたりするように、テープ付き封筒で閉じられるようにしました。 子どもからは、封をする時にしやすかったですとメッセージが届きました。

【アンケート内容全文】

1) 私選の間には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか?	9) あなたは今幅んだり、困ったりしていることがありますか?
知っている人は、どうやって知りましたか? (ฮてはまるものはいくつでもOをつけてください)	①ある ②ない ③わからない
① 知っている ② 知らない ③ 知っている ②知らない ③ 加っている ②知らない ③ 加っている ②知らない ④ 三のボック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロ	10) あなたが悩んだり、菌ったりしている時に相談できる人がいますか? (あてはまさもはいくつでも0をつけてください) ① いる [頼 きょうだい 先生 友雄 その他()] ②いない ③わからない 11) もし悩みがあるときはスキッズに相談しようと思いますか。
のある ②ない	
 6) スキッズは、名前を言わすに相談できることを知っていますか? ① 煎っている ② 煎らない 7) スキッズは、フリーダイヤル (無料) で電話相談できることを知っていますか? ① 刺っている ② 煎らない 	14)スキッズに質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。 お選挙が敬しい光は影響、名前を記えしてください。お選挙のいらない光は、 名前を記えしなくても光文美です。 印象が見えないようにしてお選挙を出します。 みんなの秘密は200 予号られます。だから姿心して書いてください。 年 組 名前 ()
8) スキッズには、 被 済制度(困って助けてほしいと思った時にみなさんと一緒に 解決をめざす制度)があることを知っていますか? 知っている人は、とうやって知りましたか? (あてはまるものはいくつでものをつけてください) ① 知っている し こう時のパンフレット 2 クリアファイル ② 知らない 4 スキッズだより 5 学校の投棄 6 その他 ()	

【質問や相談への返信用封筒】



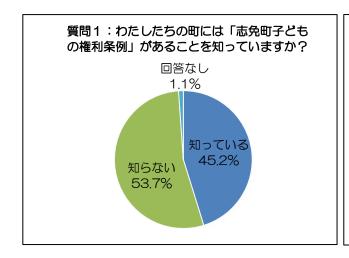


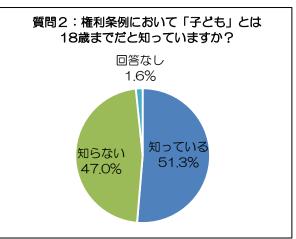
【相談してくれた生徒に配布するしおり】

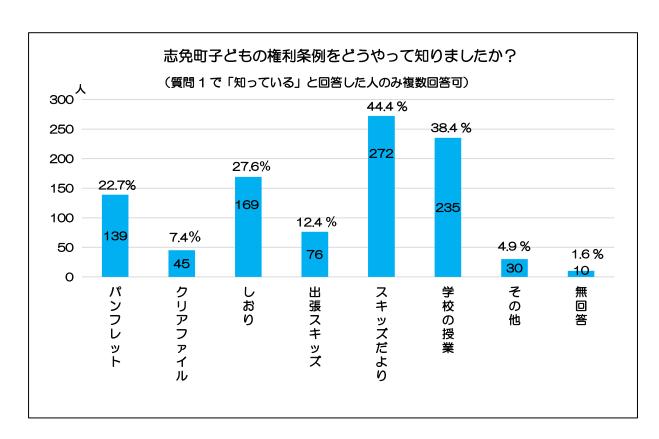


しおりの裏面には、相談室の詳細を記入しています

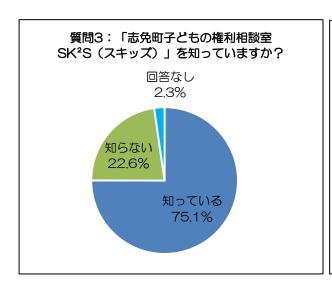
アンケート結果を集計し、質問項目ごとにグラフで以下に示します。

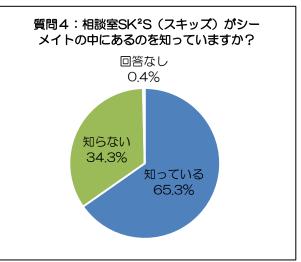


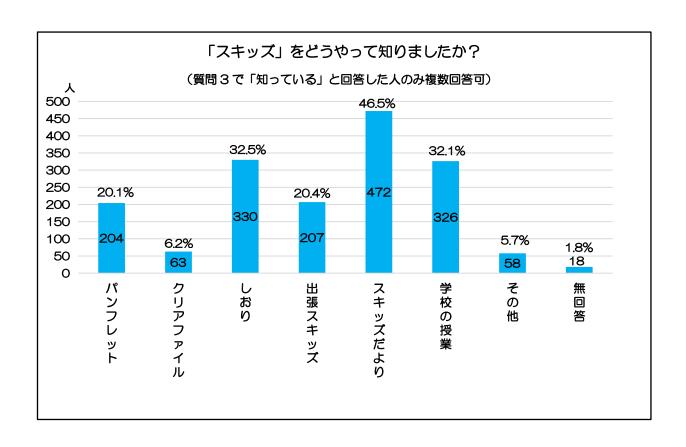


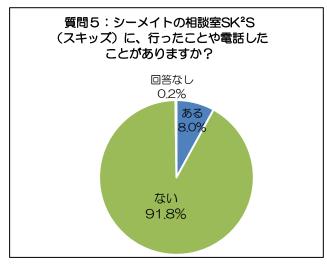


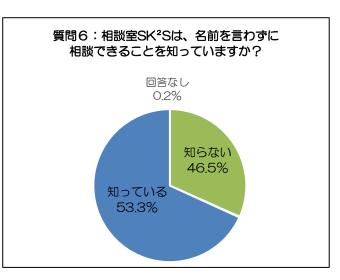


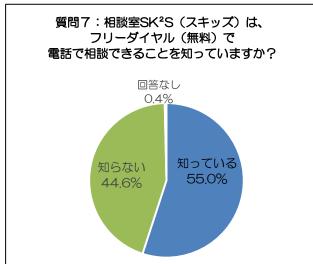


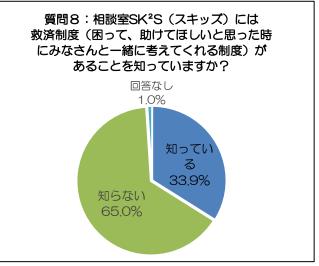


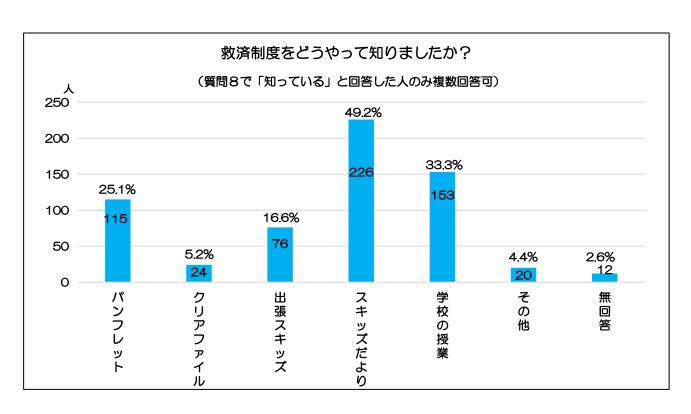




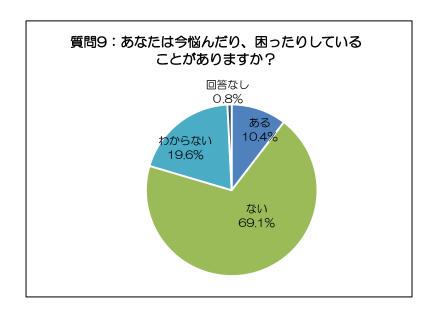




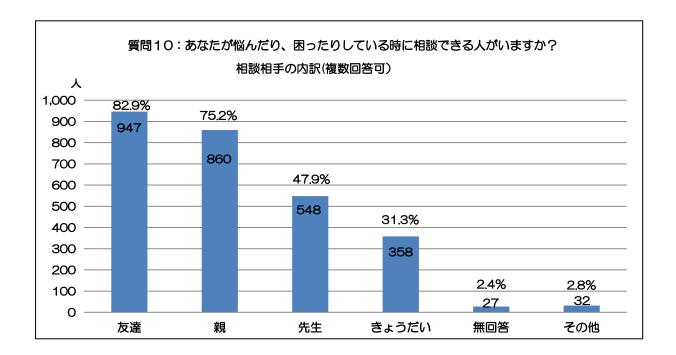




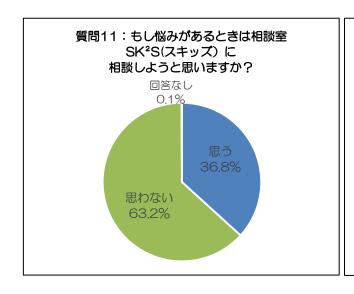
今年度は、質問 1、質問 3、質問 8 に「知っている」と回答した生徒に対して、「どうやって知りましたか?」と質問したところ、「スキッズ便り」や「学校の授業」「しおり」が多かったです。「スキッズ便り」は、年 2 回、各教室に掲示してもらいます。また、相談室についても、学校の授業の中で紹介しているところもあるようです。

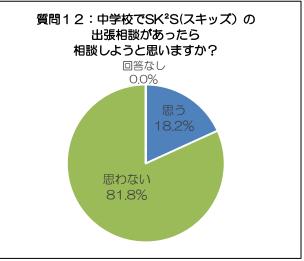






※相談相手の内訳では、多くの子どもたちが友達や親を相談相手としているようです。





- ※令和5年度から、質問12、質問13を追加しています。
 - ●質問 13 は、校則についてまとめたものを、各中学校にお知らせしました。 (報告書へのデータ掲載はなし)
 - ●質問 11、14 は、子どもたちに自由記述をしてもらっています。



志免中、志免東中への「子どもの権利」に関するアンケート自由記述

質問11.もし悩みがあるときは相談室SK2S(スキッズ)に相談しようと思いますか? よかったら理由を教えてください。(自由記述)

【回答:思う (記述回答 374人/491人中)】

相談しやすそう、頼りになりそうだから	(70人)	
•相談や名前を秘密にしてくれるから	(49人)	
・解決していきたい、解決してくれそう、スッキリしたいから	(49人)	
・知らない人だから、誰にも話せない悩みは相談したい	(33人)	
・安心できる、ほっとできるから	(30人)	
・心が楽になる、軽くなるから	(22人)	
・悩みがあるときは相談したい	(18人)	
・1 人で悩みたくないから、頼れる人が増えるから	(17人)	
気軽にできる、便利、近くだから	(15人)	
•名前を言わずに相談できるから	(12人)	
•困っているから	(11人)	
・自分では分からない新しい視点で考えてくれそうだから	(6人)	
・お手紙交換で優しくお手紙を書いてくれたから、とても丁寧に回答が		
返ってきたから、はっきりとした返信が返ってきて信頼できる	うだから、	
手紙の返事がとてもよかったから	(6人)	
・いろいろな話をきいてくれそう、なんでも話していいと聞いたから、		
本音を話せると思ったから、真剣にきいてくれるから	(5人)	
・無料だから	(5人)	
・プリント、イベント、授業、小学校で知ったから	(4人)	
・救済制度があるから頼りになるから	(4人)	
・前からよくスキッズに行っていたから	(4人)	
・相談の記入	(3人)	
・信頼できるから	(3人)	
・スキッズに悩みを相談したことがあり、一緒に考えてくれたり、		
アドバイスをくれて、力になってもらえたから	(2人)	
・何度も行って話をした人がいるから	(1人)	
・いつでも味方になってくれるから	(1人)	
・相談にのってくれるだけでありがたい	(1人)	
・志免町子どもの権利相談室があるから	(1人)	
・講演会を聞いてもし悩みがあった時は相談したいと思ったから(1人)		
・理由は特になし	(1人)	

【回答:思わない (記述回答 369人/844人中)】

知め自写なしに担談できてから	(4051)	
・親や身近な人に相談できるから	(195人)	
知らない人に話したくない	(36人)	
・自分で解決したい	(28人)	
・話すのが苦手、緊張するから	(11人)	
よく知らない、わからないから	(11人)	
悩みがないから	(10人)	
おおきな悩みではないから、すぐに解決できるから	(10人)	
相談しようと思わないから	(10人)	
解決できないと思うから	(9人)	
・怖い、不安だから	(9人)	
知られたくない、秘密が漏れそう	(7人)	
・めんどくさい	(5人)	
信用できないから	(4人)	
• 時間がないから	(4人)	
・電話する、行くのが大変	(4人)	
・スマホを持っていない、知らない人に電話しないよ	うに言われた	=_,
電話番号を知らないから	(3人)	
・自分のことを話したくない、聞いてほしくないから	(3人)	
理由はない	(3人)	((A = -
・おおごとにしたくないから	(2人)	in it
• 勇気がないから	(1人)	
誰かに悩みを話すと泣いてしまうから	(1人)	am an
• 恥ずかしいけど言いたい	(1人)	
資料を使って条件にあった答えを出してきそうだか。	ら(1人)	
どのような相談をしたらいいかわからない	(1人)	

質問 14. 相談室 SK²S(スキッズ) に質問、相談や伝えたいことを自由に書いてください。

お返事が欲しい人は学年、名前を記入してください。

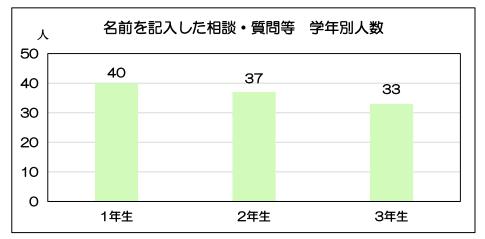
お返事のいらない人は、名前を記入しなくても大丈夫です。

中身が見えないようにお返事を出します。安心して書いてください。

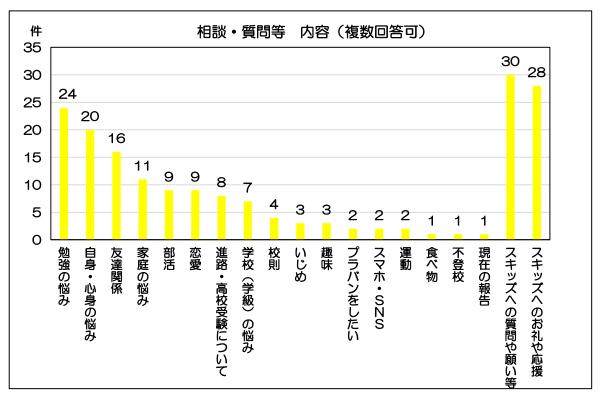
【無記入 1189人】

【相談・質問等を記入した165人】

【名前を記入して相談をした86人】



中学生アンケートでの質問や相談が特に多かった学年は、1年生でした。



相談・質問等の内容については、スキッズへの質問や願い等、スキッズへのお礼や応援、勉強の悩みが特に多く見られました。

また名前を記入していない相談には、「スキッズ便り」でその相談に対応しました。

※中学生アンケート 年度別の推移

中学生に対するアンケート調査を始めて、17年目になります。以下の項目にご注目ください。 (アンケートは、平成20年度から毎年実施していますが、ここでは見やすいよう、平成28年度からの結果を隔年で記載します。)

(質問1・3)

志免町の権利条例や、「志免町子どもの権利相談室SK2S(スキッズ)」を知っているという子どもたちは、平成27年度以降増加傾向にあります。

(質問6)

スキッズは、名前を言わずに相談できるということを知っている子どもたちは、<u>増加傾向</u> <u>にあります</u>。

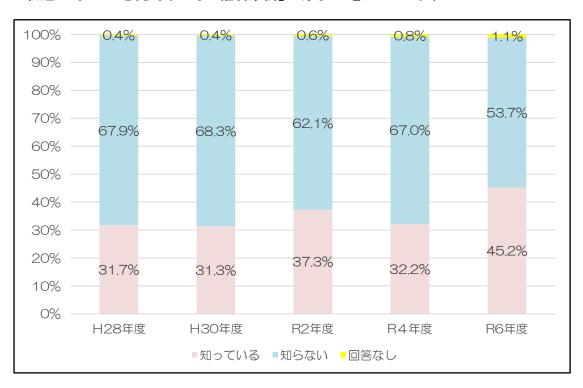
(質問 11)

スキッズに相談しようと思う子どもたちについては、増加傾向にあります。

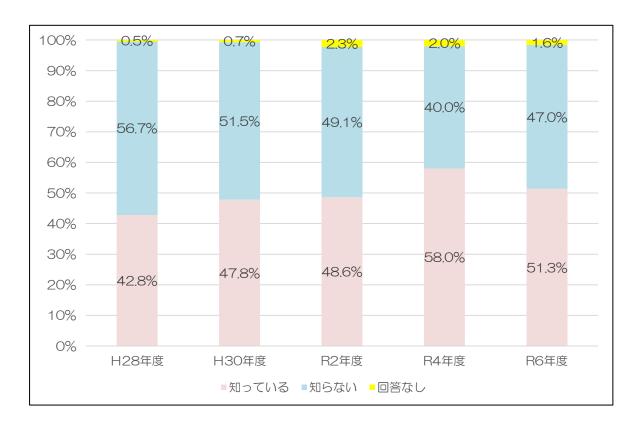
(質問14) (アンケートでの質問や相談)

令和4年度より子どもたちの質問や相談を記入できる箇所をつくりました。スキッズに相談や質問をして、返事を希望する子どもたちには名前を記入してもらい、相談室から<u>手紙を出</u>してアドバイスをしたり、質問に答えたりしています。

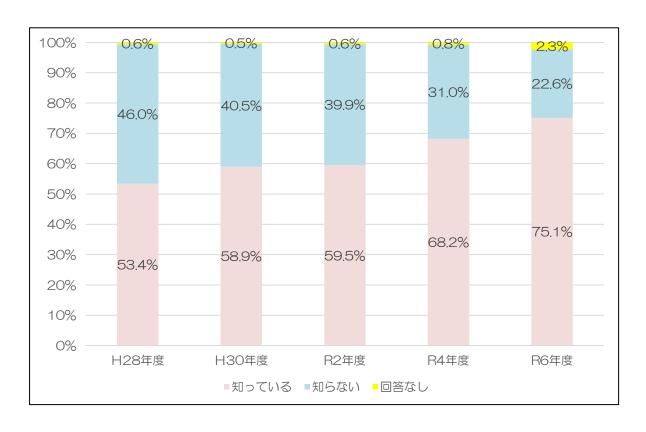
1. 私達の町には「志免町子どもの権利条例」があることを知っていますか?



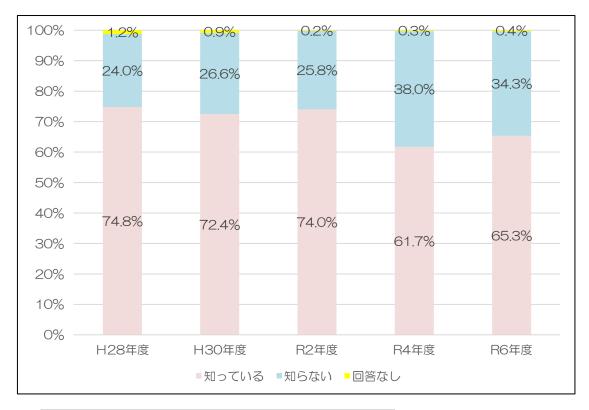
2. 権利条例において「子ども」とは18歳までだと知っていますか?



3. 「志免町子どもの権利相談室SK'S(スキッズ)」を知っていますか?

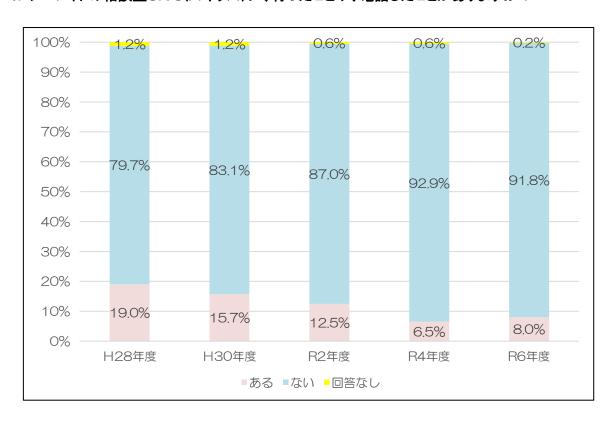


4. 相談室SK'S(スキッズ)がシーメイトにあることを知っていますか?

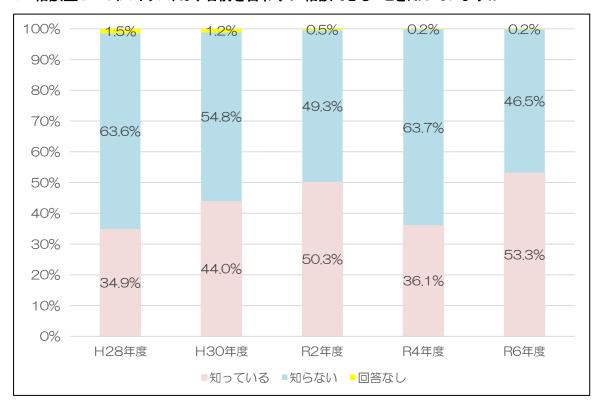


(注) スキッズは平成 21 年度からシーメイトに移転しています。

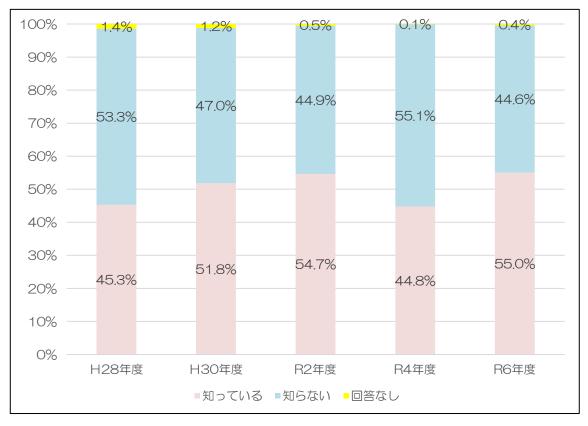
5. シーメイトの相談室SK'S(スキッズ)に、行ったことや、電話したことがありますか?



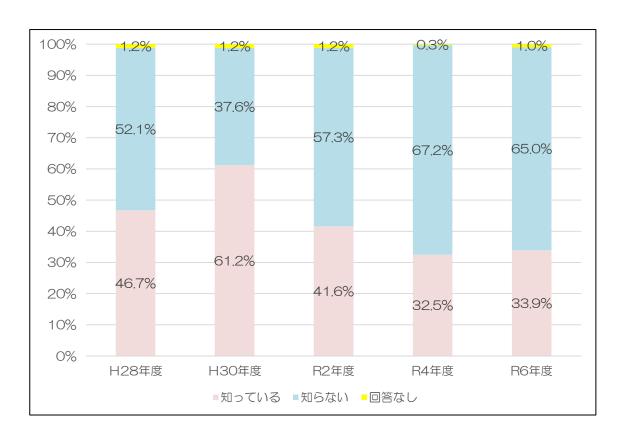
6. 相談室SK'S(スキッズ)は、名前を言わずに相談できることを知っていますか?



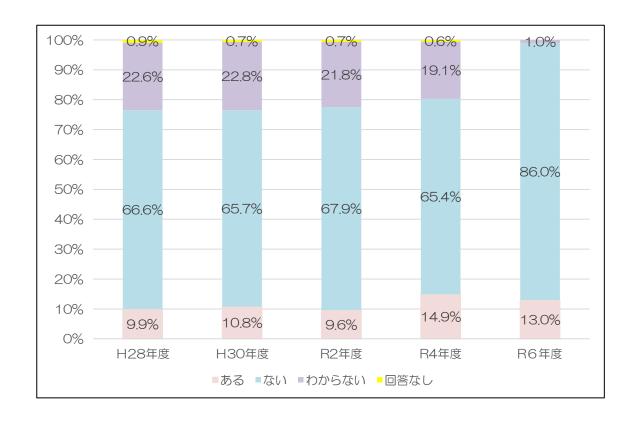
7. 相談室SK'S(スキッズ)は、フリーダイヤル(無料)で電話相談ができることを知っていますか?



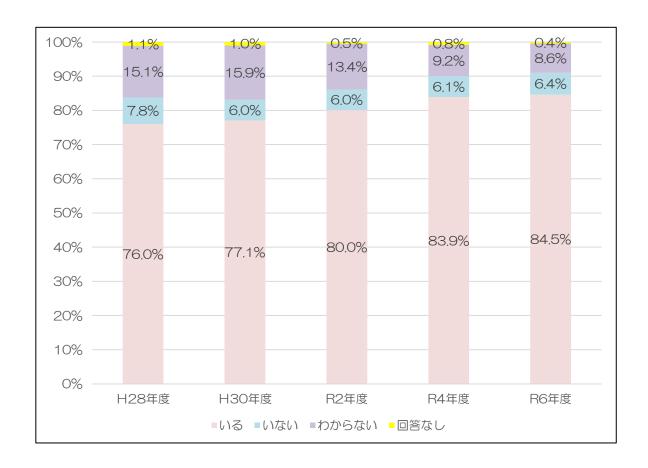
8. 相談室SK'S(スキッズ)には、救済制度(困って、助けてほしいと思った時に、 みなさんと一緒に解決をめざす制度)があることを知っていますか?



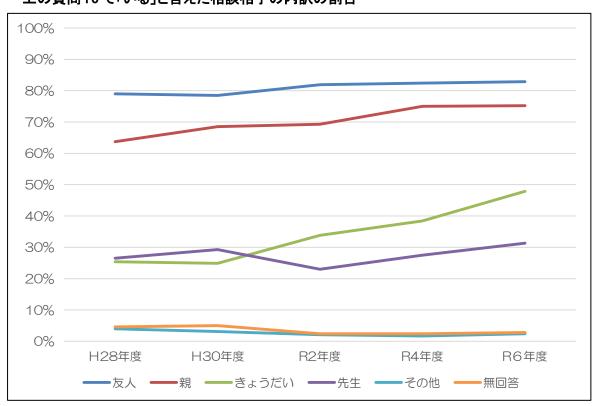
9. あなたは今悩んだり、困ったりしていることがありますか?



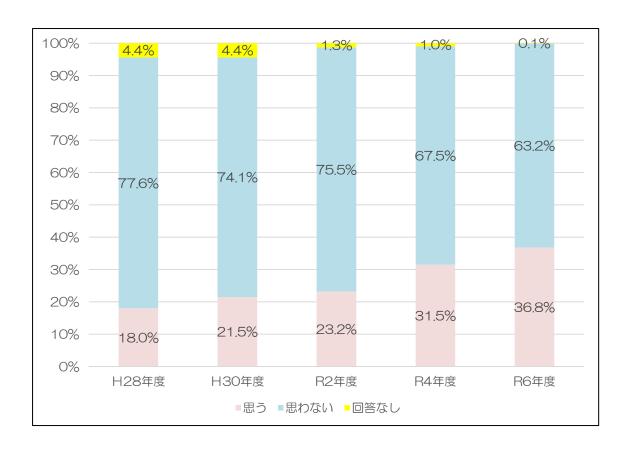
10. あなたが悩んだり、困ったりしている時に相談できる人がいますか?



上の質問10で「いる」と答えた相談相手の内訳の割合



11. もし悩みがあるときは、相談室SK'S(スキッズ)に相談しようと思いますか?



6 研修

◎相談員研修

- 4月30日(火)、5月2日(木)、5月13日(月)、5月24日(金)、5月30日(木)児童福祉司任用前講習会
- ・7月6日(土)~10月31日(木) 2024年度 子ども意見表明等支援員養成「基礎講座」 オンデマンド受講
- ・9月14日(土) 志免町小中学校 PTA 教育講演会 「生きづらさを抱える子ども・若者の理解とその支援」
- 2月22日(土)全国自治体シンポジウム2024名古屋市 オンライン参加



Ⅲ 活動を振り返って

「管理をしたがる大人」



子どもの権利代表救済委員 圓入智仁

いま、親や教師などを含めた子どもに関わる多くの大人は、意図的にも無意図的にも、子どもを管理する傾向にあるように思います。もちろん、いつ、誰が、どこに行き、何時ころ帰ってくるのかを保護者として把握するのは当然です。子どもに渡した「お小遣い」の使い道を把握することも、重要です。これらは子どもがトラブル、事件や事故に巻き込まれないように、ケガをしないようにとの配慮です。

他方で、子どもに渡したスマートフォンの使い方、SNS への子どもの投稿内容について、「子どもとしっかり話をしていますか」と問われたとき、困ってしまう保護者も多いように思います。「子どもの自主性に任していますので…」、「自分は子どものことを信用していますから…」と言い、しかし、いざ SNS などに起因するトラブルが生じたとき、学校にその解決を求める保護者もいると聞いたことがあります。肝心なところで、保護者としての責任を果たしていないように思います。

学校に目を転じてみると、いずれも町外の事例ですが、休み時間に校庭でのボール遊びを禁じている小学校があります。ボールが敷地外に出ていったり、異なる学年が同じ場所でそれぞれにボール遊びをすることで、ケガが生じる危険性があったりすることが、その理由だと思います。授業では学校で配布するパソコンやタブレットを通して、即座に自分の考えを送信し、クラスで共有することまで、子ども達に求めていることもあると聞きます。誰がどう考えているのか、把握する必要があることはわかります。ただ、送信と共有の必要性については、送信しない、共有しない自由を含めた検討が必要です。

学校で配布するパソコンやタブレットを通して、子どもたちの悩みや相談を受け付ける仕組みを導入するという提案を、聞いたことがあります。「自分に配布されたパソコンなどを使って、匿名で相談できるので、子どもたちとしても安心です」とのことでした。それが全く匿名でないことは、子どもたち自身がよく知っています。誰がどのパソコンを使って、誰とどのような情報をやり取りしているのか、すべて第三者が把握できるのは、自明の理です。

さて、私は小学生の頃、学校の用務員さんに、中学校や高校では売店や食堂の「おばちゃん」 に、話を聞いてもらい、相談に乗ってもらっていました。高校卒業後に進学した大学を決めたの も、食堂のおばちゃんのアドバイスが決め手でした。

情報化社会と言われる、今を生きる子ども達が求めているのは、まさにこのような、学校の先生 や親とつながっていない(と思う)、大人の存在だと思います。学校や家庭からは独立した立場で、 自分の話をゆっくり聞いてくれる大人、そして、自らが抱えている問題を真剣に考えてくれる大 人です。

私たち、志免町子どもの権利救済委員と志免町子どもの権利相談員は、コロナ禍以降、志免町内すべての小学生を対象として、「お手紙交換」を行っています。また、町内のすべての中学生とも、子どもの権利条例に関するアンケートへの相談などの記入に対する返信を渡しています。

子どもたちからの手紙やアンケート回答と、それに対する返信はいずれも密封していますので、 仲介してくださる各学校の先生がたは内容を読むことができません。また、相談以外のお手紙や 記入にも返事を出しますので、誰が相談を書いたのかということすら、学校の先生にはわかりません。

幸い、志免町内の小中学校の管理職を含めた先生方は、このような救済委員や相談員の立場を 十分にご理解くださっています。学校の先生方は、小学校の「お手紙交換」や、中学校のアンケート調査における、子ども達の記述内容を知ることができません。それにもかかわらず、これらを通して子どもの相談が来たとき、管理職の先生方が上手に子どもを呼び出してくださいます。それにより、私たちは子ども達から話を聞くことができます。もちろん、この面談の後も、先生方が私たちに相談の内容をお尋ねになることもありません。このようなご配慮はとてもありがたいことです。

子どもたちが手書きしてくれる文章の中には、何度も書いては消しゴムで消し、さらにまた書くことを繰り返している様子がうかがえるものもあります。筆圧の強い文字、あるいは弱い文字といった書き方からも、それぞれの子どもが、どのような気持ちで手紙や回答を書いているのかを想像できます。これらは決して、デジタルの手段では伝わらない、子どもたちの言外の気持ちを把握することにつながります。まさに、アナログならではのことと言えるでしょう。

また、私たち子どもの権利救済委員と、子どもの権利相談室の相談員は、学校や役場とは独立 した立場で、子どもたちの秘密を守り、子どもたちの権利を救済する活動に取り組んでいます。子 どもたちとは「秘密を守る」ことを約束した上で、いろんなお話や相談を聞いたり、書いてもらっ たりしています。もちろん、学校の教員や役場の職員と情報共有しませんし、子どもや保護者か ら、そのような疑いを持たれないように、最大限の努力をしています。

私たちは相談内容や相談の事実すら秘匿し、問題の解決に取り組む大人でありたいと考えています。だからこそ、子どもの権利相談室は、町役場ではなくシーメイトに設置され、専用の電話番号を持っています。そうして町役場や町教育委員会からも、独立性を保っています。

これらの取り組みに加えて、町内各中学校での子どもの権利救済委員による「子どもの権利に関する講演会」の実績もあり、志免町内のほとんどの中学生が子どもの権利相談室の存在を認知してくれています。子ども達が、顔の見える、顔のわかる相談相手として、私たちを受け入れてくれていることを実感します。これからも、志免町の子どものために、子どもの声や文章を適切に管理できる大人であり続け、そうして子どもの権利保障のために、子どもの権利救済委員、そして子どもの権利相談室として、行動し続けたいと考えています。

町民のみなさま、関係各機関におかれましては、引き続き、子どもの権利救済委員と子どもの権利制での活動に、ご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私事ながら、3期9年間続けた子どもの権利救済委員を、今年度をもって退任することになりました。忘れもしない令和6年12月17日、救済委員の業務として相談室を訪問した時に、別室で待機していた子育て支援課の管理職から呼び出され、今年度末の任期満了をもって退任することを求められました。12月13日までの町議会の12月議会が終了した直後のタイミングでした。次の議会は3月であり、例年、その3月議会で次の任期の子どもの権利救済委員を議会が同意することになっていました。

その時、志免町には「みんなの参画条例」があり、この条例によって町内の各種「委員」は在任期間として 10 年を超えることができないとの説明を受けました。その条例を私は初めて聞きましたが、そのような条例があるなら仕方がないと、一旦は思いました。

ところが、その条例は平成 24 年に制定されたものであるにも関わらず、私たちにはその時点まで、一切知らされていませんでした。そればかりか、この条例の目的や対象と、子どもの権利救済委員の活動は全く合致しないこと、これまでにも 10 年を超えて在任している子どもの権利救済員がいることなど、大いに矛盾を感じ、疑問が湧いてきました。

この条例の目的は、「町民と行政とが情報を共有し、住民参画に関する基本的な事項を定めることにより、町民の行政への参画を推進すること」(志免町みんなの参画条例第1条)です。私は志免町に居住していませんし、通勤もしていません。すなわち、同条例第2条第1項の言う、町民やそれに準じる立場ではありません。私が条例の対象外であることは、明白です。

さらに、同条例第6条第1項各号が指定する「住民参画の対象」のいずれにも、子どもの権利 救済委員の職務は該当しません。その「住民参画の対象」とは、町の基本的な計画、政策、憲章、 方針などに関すること、町民の義務や権利に関すること、大規模な町の施設に関すること、そのほ か町民の生活に重大な影響を及ぼす制度に関することです。子どもの権利の救済という個別具体 的な活動は、これらの「基本的な」町の仕組みを決めることの、どれにも当てはまりません。この ことも、誰が読んでも明々白々です。

また、この「みんなの参画条例」がありながらも、子どもの権利救済委員の中には 12 年間にわたって務めたり、18 年目を迎えたりしている委員がいます。つまり、10 年で退任(私の場合は 9 年ですが) させるという発想は、最近になって出てきた新しいものなのでしょう。

これらのことについて、私たちは子育て支援課に対し、年度末の3月まで、ずっと説明を求めてきました。しかし、課としては議会や町長に言及して論点をずらすなど、まともな回答をしませんでした。私たち子どもの権利救済委員に、思いつきのように「みんなの参画条例」を適用する子育て支援課の姿勢には、きわめて強い不信感を持ちます。

私は何も、子どもの権利救済委員の任期を継続させてほしいと訴えているわけではありません。 しかるべきタイミングで、次の方に交代する必要性は十分に認識しています。今回の問題は、その 手続きにあります。子どもの権利救済委員という志免町が持つ素晴らしい仕組みの事務局を務め る担当課が、かくも恣意的に条例を運用し、十分な説明もないまま(十分な説明ができないまま)、 私たちを退任させる現状を、とても憂えています。

加えて、私たちは後任の子どもの権利救済委員の選定に全くかかわっていません。数名の候補の提示すら、機会がありませんでした。これも、人選に関わりたいと申し上げているのではありません。第三者性、独立性を意識すると、現任者がある程度、人選へのかかわりを持つ必要があると考えています。

志免町子どもの権利条例第22条は、「町は、救済委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。」と、その独立性を高らかに謳っています。しかし、もし、町が行政の意を汲む人を選んだのであれば(そうではないことを心から願っていますが)、子どもの権利救済委員をも、町は管理したがっていると考えざるを得ません。いずれにしても、一連の出来事の是非についての判断は、志免町民のみなさんに委ねたいと思います。

私は子どもの権利救済委員を務めるまで、志免町に全く縁もゆかりもありませんでした。町の 地理すら、十分な知識を持ちませんでした。それでも、3期9年の間、志免町で多くの子ども達 の生の声に接し、多くの学校の先生方にご協力をいただいて、務めることができました。私自身の 児童福祉、学校教育や社会教育に関する知識をフル活用しました。関係各位に対し、この場をお 借りして心より御礼を申し上げます。

「独立性をどう守るか」一危機に際して気づくその重要性一



子どもの権利救済委員 調 優子

一年に一度、年度を終えて振り返るときにこの報告書を書くのですが、今回で 18 回目になります。私は条例が制定された当初から在任しているので、私の任期も条例と同じ 18 年目を終えたことになります。気付けば O 歳が成人になるほどの月日が経ちました。

18年の間、試行錯誤を繰り返して、様々な困難も経験して、少しずつ『志免町のスキッズ』らしさ、アイデンティティを確立してきたように思います。そういったプロセスを報告書に記載してきましたが、(実は県外で同様に条例をもつ自治体には知られた存在でしたが)これまで私たちの活動は、関係する方以外には、なかなか注目されることはなかったかもしれません。でも今年度は特に、スキッズの活動が大きく関心を集めた出来事が二つありました。

一つは、第 19 回マニフェスト大賞 政策・まちづくり部門での受賞です。コロナ禍をきっか けに始めたお手紙相談に手ごたえを感じて、コロナ禍が明けても続けていたところ、もっとたくさ んのお手紙が子どもたちから届くようになりました。お返事を書くのが大変にはなりましたが、み んなの心にちゃんと届いているような気がして、とても嬉しく、この取り組みを今後も大事にした いという思いで、マニフェスト大賞に応募しました。子どもたちがこんなに応えてくれていること を知ってもらい、その声にもっと耳を傾けてくれたらと思ったのです。圓入先生の提案で初めて存 在を知ったマニフェスト大賞は、熱い思いを持った日本全国の自治体が、お互いを高め合うべく それぞれ自慢の取り組みを報告しあうというものです。その中でも特に注目すべき取り組みにつ いては、審査員によって、エリア別に大賞が複数選ばれます。その年は3000件以上の応募があ り、30 倍を超える倍率の中、なんとエリア別大賞の一つに選ばれました。何よりうれしかったの は、選ばれた理由に、子どもたちと手書きの手紙交換をしていることが、子ども支援としてとても 評価できると書かれていたことでした。メールや、学校のタブレットを使うなどするともっと手軽 にできるのかもしれません。しかしスキッズは公開しているメールアドレスや SNS アカウントが ありません。責任をもってすぐ対応できませんし、思いが伝わりにくい気がするからです。また、 学校のタブレットだと、どの端末を使うかで利用者が学校に特定されます。そうすると秘密を守 るという約束は難しくなります。スキッズと子ども直通のお手紙交換だからこそできることに注 目していただけて、志免町の子どもたちに、「みんな、やったよ!」と大声で伝えたい気持ちにな

もう一つは出張スキッズや手紙交換の様子を、NHK 福岡に取材放送していただいたことです。 記者の方が関心を持って、熱心に条例のことを学んでくださったので、不安なく取材が進み、安心 して放送日を迎えることができました。また、放送を拝見して、ちゃんとわかってもらえていたの だと実感しました。今年度の全国自治体シンポジウムで柳先生が登壇の際その報告をされたとこ ろ、会場中から感嘆の声があがるほど大きな反響がありました。子どもたちと一緒にこの取り組 みを続けてきてよかったと心から思いました。

これで一層、地道に、でもとても大事なことを安心して続けていけるかなと思っていましたが、

そうはいかなくなりました。私と圓入先生の任期は更新されず、今期までで終了ということになってしまいました。これまで委員の意思で決めていた継続の有無や後任の選任などについても、議論の余地さえ作られず、その時改めて、相談室の独立性が薄氷の上にあったことに気づかされました。

スキッズや救済委員は、学校や役所などの公的機関から独立しているからこそ、公的機関に対 して意見を言ったり、改善を要求したりすることができます。第三者だからこそ、子どもたちから 信じてもらえ、相談してもらってきたのです。独立性があったからこそ培ってきた信頼は、簡単に 足元を掬われるものなのだ、と痛感しました。しばらくはそう思い失望していましたが、条例は変 わらずあって、子どもたちの権利を守ると宣言し続けています。18年前、大学病院の小児科で心 理士として働いていた頃、突然外来に志免町役場から電話があり、子どもの権利条例ができるこ と、その委員になってほしいとの連絡を受けました。当時私は、日々、不安や苦しみを抱える子ど もや保護者の話をきき、虐待などの対応に追われ、子どもをどうやったら守れるのだろうと葛藤し ていました。そんな中、子どもを尊重し、権利を守る仕組みを明記した条例ができるという話を聴 き、それが本当だったらどんなに素晴らしいか、とすぐには信じられないほどでした。でも本当に その条例は制定されていて、相談室も始動し、子どもの権利が侵害されている可能性があれば、改 善のために実際に行動することもできました。全国シンポジウムに行くと、同じ思いを持っている 大人がたくさんいることも知りました。そして全国の中でも、志免町の子どもの権利条例は、推敲 されて愛情をこめて作り上げられた美しいもので、携わることができ、誇らしく思っていました。 独立性も完全に失われたわけではなく、また培っていけるのでは、と願いも込めて今はそう思って います。

お手紙相談やアンケートに書かれた相談からは、姿は見えないけど、一人で心いっぱいに悩みを抱えている様子が目に浮かぶようで、不思議と近くに感じられる気がしました。伝わってくる気持ちに寄り添い、少しでも力づけたいと願いながらお返事を考えていました。

お手紙をくれた皆さん、スキッズに来てくれた皆さん、スキッズの存在を知っていてくれる子どもたち、これまで本当にどうもありがとう。そしてこの状況を心配してくだった方々、皆様の勇気と優しさにどれほど救われたでしょうか。権利を守ろうとしてくださる方がいると、こんなにも心強いものなのか、ということも実感できました。心から感謝致します。本当にありがとうございました。

臨床経験や知識を総動員して臨んだ日々でした。これから実際には何もできないけど、志免町の子どもたちをずっと応援しています。みんなに一人じゃないよと知ってほしいです。世の中は、 思いどおりにいかないことがたくさんです。でも分かってくれる人もたくさんいます。だからこれからも声を届けてください。

皆さんの今後が、平和で幸せであるよう祈りつつ、最後の挨拶とさせていただきます。今までありがとうございました。



「私たちのこと~子どもの権利救済機関について」

子どもの権利救済委員 栁 優香

2007年に九州で初めて、この志免町に子どもの権利条例が制定され、子どもの権利相談室 (スキッズ)が設置されました。それから18年、志免町子どもの権利条例とスキッズも生まれ て18歳の大人になりました。

町の小中学生の皆様には出張スキッズ等を通して私たちのことをだいぶ知って頂けるようになりましたが、まだまだ知らない人もたくさんいると思います。そこで、私たち子どもの権利相談室・権利救済機関とは何なのか?どのような役割があるのか?あらためて、私たちのことについてお伝えしたいと思います。

まず、相談室には、志免町に住んでいたり、志免町の学校に通っていたり、志免町に関係する子どもの権利侵害に関する相談であれば、子どもでも、大人でも誰でも相談ができます。権利侵害というと難しく感じるかもしれませんが、辛いこと、悲しいこと、困ったこと、腹が立ったこと、もやっとしたこと、どんなことでも権利侵害に関わる可能性があるので、まずは話を聞いてほしいと思ったら何でも相談をしてみてください。

また、小学生の皆さんとは年に数回お手紙交換をさせていただいています。相談だけではなく、日頃感じていること、楽しいこと何でもいいのでたくさんの声を聴かせてください。一人一人丁寧にお返事を書きます。志免町の子どもの権利条例やその元になった子どもの権利条約には、子どもには意見を聴かれる権利があることが規定されています。意見を聴かれるのは子どもの権利ですし、それを聴くのは大人の義務です。皆さんの声が聴けることが私たちの励みになりますし、皆さんと心の距離が近くなる気がしてとても嬉しく思っています。これからも皆さんの声を聴き続けていきたいと思います。

また、相談を受けた後、どうしたらその相談内容の解決ができるか一緒に考えて、解決のお手伝いをします。例えば、学校のことで困っている場合、学校にそのことを伝えて、間に入って調整をしたり、困らせている相手に気持ちを伝えるお手伝いをしたりもできます。相談者が希望すれば、「救済の申立て」をしてもらい、申立ての内容を審査して、必要な調査をして、相手に勧告をするなどして改善を求めることもできます。

また、相談を受けて、私たち救済委員が、相談をした人以外にも同じようなことで困っている 人がいるかもしれないと思った場合、解決をして欲しいけれど自分が相談したことが分からない 形で解決する方法を考えてほしいという場合等に、必要に応じて救済委員自らの判断で調査など をする場合もあります(自己発意)。例えば、毎年、志免町の中学生の皆さんにアンケートを取 らせて頂いている校則の問題などは、自己発意の調査にあたります。こうした活動を通じて、子 どもの権利が守られているかをチェックしたり、新たな権利侵害を予防したり、制度改善を求め ていくのも私たちの重要な役割となっています。

以上のような相談・救済活動の他、夏休みのチャレンジ広場、中学校の人権教育学習講演会等に出向いて、子どもの権利の話をしたり、広報をしたりして、子どもの権利の普及啓発をするのも私たちの大切な役割です。まずは、子どもたち自身が自分にどんな権利があるのかを知らなければ、それが侵害されたことはわかりません。また、大人も子どもの権利を知らなければ、子ど

もたちの権利を守ることができません。子どもの権利条約について、内容までよく知っていると答えた子どもは12.2%、大人は3.7%、聞いたことがないと答えた子どもは32.9%、大人は47.6%という調査結果もあります(公益財団法人セーブザチルドレンジャパン「3万人アンケートから見る子どもの貧困と子どもの権利に関する意識2024」)。まずは、子どもの権利について知り、理解することが大切ですので、そのために必要な活動もしています。

最後に、私たち子どもの権利救済機関は、志免町子どもの権利条例に基づき、志免町により設置されています。しかし、町や地域の団体など、どれにも属さない、独立した第三者機関として、「独立性」(独立性には権限行使、人事、財政等が含まれると考えられています。)が尊重されています。行政からも誰からも影響を受けることなく活動をすることが保障されることで、公平・中立な立場で子どもたちの権利を守り、安定した活動を続けていくことが可能になります。

全国47都道府県、1700を超える市区町村のうち、2025年4月現在での子どもの権利 救済機関の設置数は約60だそうです(子どもの権利条約総合研究所調査より)。志免町はその 中で早い時期に、九州で初めて設置され、全国的に見てもとてもすばらしい活動をしていると自 負しています。志免町の子どもの権利条例、それに基づいて設置された子ども権利相談室・救済 機関をこれからも大切にしていきたいと思っています。その時々や時代によって、子どもたちの 置かれた状況やニーズも変化があります。私たちの活動について、もっとこうしてほしいとかこ うしたらいいといった意見やアイディアも大歓迎です。相談した内容について秘密は守ります し、子どもの最善の利益を念頭に相談に対応します。ぜひ、一度相談室に来てくださいね。

Ⅳ 資料スキッズ便り…31号(小学生用~中学生用)

【6月】(小学生)



スキッズ便り

しかまりそうできるくししせっ 志免町総合福祉施設シーメイトの 〒811-2202 志免町大学志免451-1





HP は こちらから

みんなとお手紙 こうかんやお話 しできることを たのしみにして います!!!



たてのすけ

安心してね♡



ぼたやまん・ぼたこ

救済委員と相談員のしょうかい

お手紙をスキッズのポストに入れにきてください。ヒミツはまもるので

きゅうさいい いん

ひとり たいせ

せんせい

◇ 救済委員は、子ども一人ひとりが大切にされるしくみに、とてもくわしい先生です。

【先生たちの子どものころの響】



えんにゅう先生 だいがく せんせい (大学の先生)



しらべ発生 (鑑案心锤上)



やなぎ先生 (弁護士)

かさいころはパイロットになりたいと思っていました。それからはマラソン選手や 気象予報士、高校では望宮護衛管、カウンセラーになるのが夢でした。 学は大学の 研究者です。飛行機、スポーツ観戦、天気、そして「格好食いこと」への興味を ずっと持ちつづけています。

が学校低学程のころは、サンリオショップの店賞になりたくて、それは好きなものに 囲まれて楽しそうだったからです。 智学生ではスチュワーデス(CA…キャビン アテンダント)にあこがれました。いろんな国に行けるのも、みりょく間です。人の 心のしくみがわかる心理学は電管そうと思い、それが学の仕事につながっています。

「新稚園のころは、発堂にあこがれて「新稚園の発堂になりたいと思っていました。 小学堂からは、マンガ家、ファッションデザイナーにあこがれて、「少安マンガを 読んだり絵をかいたりしていました。「中学堂の時に観たドラマの影響で、「今はあこ がれていた弁護士になりました。「今の夢は。。。 ヒミツです(*^**)



【相談員の紹介】







倉谷そうだんいん
相談員

持丸を対応が、相談員

た
を
を
き
う
だ
ん
い
ん
相
談
員

近くに相談する相手がいないときは、

スキッズに電話をしたり、遊びに来たりしてね。

あなたのお話を一生懸鈴にきいて、

あなたといっしょに考える相談賞がまっています。

スキッズはくシーメイト>の

1階にあります!(^^)!



ぼたやまん・ぼたこ

♥ 箱談室は、 箱談したり、 遊びにきたりできる場所です。 気軽に 菜室してくださいね。

スキッズ(シーダイト南 】贈

神 とうだんしつ 相談室)



(土曜)・・ 10:00~17:00



しめえ~

電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)



スキッズ便り



は、ままできるないした。 志免町総合福祉施設シーメイト内 〒811-2202 志免町大字志免451-1



VOL.31 R6 · 6 HP は こちらから

こんにちは、スキッズです!(*^^*)
新しい学年になって、みなさんはどんな風にすごしていますか?
こまったり、なやんだりするときもあるよね。

スキッズは、みんなの気持ちを大切にしながら、おはなしをききます。 そして、あなたらしくすごせるように、どうしたらいいか一緒に考えるよ。 ひみつは守るから安心してね。1人でなやまないで相談してね。 ♥いつでも
みんなの
来室や電話を
まっていま
す!



教浴委員と相談員のしょうかい



【先生たちの子どものころの等】



えんにゅう先生 だいがく せんせい (大学の先生)

がさいころはパイロットになりたいと思っていました。 が学校低学館の頃はマラソン選挙、 や学堂の頃は気象多報士、 高校では皇宮護衛管、カウンセラーか研究者になるのが響でした。 学は大学の研究者です。 飛行機、 スポーツ観戦、 天気、 そして 「格好しにと」 への興味は続いています。



しらべ発生 (鑑保心锤士)

が学校低学年のころは、サンリオショップの店賞になりたくて、それは好きなものに 囲まれて楽しそうだったからです。 学学堂ではスチュワーデス(CA…キャビン アテンダント)にあこがれました。いろんな歯に行けるのも、みりょく前です。 、のしくみがわかる心理学は簡白そうと思い、それが写の仕事につながっています。 好奇心が原動分になっているのは学も愛わりません。



やなぎ先生 (弁護士)



【相談員の紹介】

♥ 相談員は、みなさんとお話をしたり、あそんだりすることが だいすきなやさしい相談相手です。





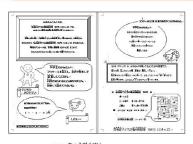




【お知らせ】

ちゅうがくせい 中学生アンケートは、

しめひがしちゅうがっこう がっ しめ ちゅうがっこう がっ 志免東中学校は、6月、志免中学校は、9月にあります。 みなさんの気持ちや思い、スキッズに伝えたいことを、 **
書けるところがありますよ。お返事を書いてほしいうは、 スキッズからお手紙を書きますよ。 みなさんの声を聴けることを、心待ちにしています。







ぼたこ・ぼたやまん

♥ 相談室は、 相談したり、 遊びにきたりできる場所です。 気軽に来室してくださいね。

スキッズ(シーダイト前)

かよう もくよう 13:00~19:00

(土曜)・・ 10:00~17:00

電話0120-928-379(フリーダイヤル・相談は無料)



•32号【10月】(小学生)



スキッス便り



に りまり そうできるくししせっ 志免 町総合福祉施設シーメイト り 〒811-2202 志免町大字志免451-1



VOL.32 R6 · 12 HP は こちらから



問題スキッズでの ごごろあたた 心温まるお手紙を しょうかいします!



しめぇ〜

こどものみかたマン

「お守り」の中には『スキッズのみなさんは、みんなを笑顔にする【力】 がある』『そうだんがあったら、アドバイスや気持ちによりそってくれる』 などのメッセージが入っていました。とてもうれしいです!みなさん、いつも応援してくれてありがとう!スキッズは、みなさんに元気をプレゼントする役目なのですが、みなさんからも元気をたくさんもらっています \bigcirc これからも、みなさんと楽しくお話ししたり、いっしょに考えたりする

スキッス"のいけなさんへのおまもり()

[′] _{てづく} まも ・**手作りのお守り**♡

スキッズでいます。どうぞよろしくおねがいします��



みんなとお手紙こうかんやお話し できることを楽しみにしています!!!



「ティズニー」の生みの親 ウォルト・ティズニーが残した名言

If you dream it, you can do it.

ᄬ見ることかできれば、それを実現できる



▽大切なのは、あきらめずに夢を持ち続けること♡

みなさんの鬱や好きなことは、なんですか? えるとワクワクしますね。みなさんの鬱や、黛 しいこと、菌っていることを、おいしたい時は スキッズに電話や遊びに来てね。みなさんといっ しょに考える相談賞が待っているよ♡

* 相談室は、 相談したり、 遊びにきたりできる場所です。 気軽に来室してくださいね!

スキッズ相談室(シーメイト内 1階)開室日時

かよう もくよう (火曜・木曜)・・ 13:00~19:00

(土曜)・・ 10:00~17:00

電話0120-928-379(フリーダイヤル・相談は無料)



しめぇ~





しゅまちそうごうふくししせっ 志免町総合福祉施設シーメイト内 〒811-2202 志免町大字志党451-1 ぼたこ・ぼたやまん

VOL.32 R6 · 12

HPは こちらから

志免中学校のみなさん、こんにちは! スキッズです。中学生アンケートの記入ありがとう ございました。皆さんが書いてくれたアンケート、しっかり読んでいますよ!! みんなからの しつもん そうだん なまえ きにゅう ひと へんじ だ スキッズへの質問や相談などで、名前を記入してくれた人には、スキッズからお返事を出してい ますが、名前は記入していないけれど、質問や相談をしてくれた人もいました。そんなみなさんの 質問についてお答えします!

●どうしてもしんどいとき、どうしていますか?

こどものみかたマン

マラクル。 相談してくれてありがとう。こころがしんどいときは、友達や家族など、信頼できる人に話を聞いて もらっています。それでもモヤモヤが残るなら、たとえば自然のある場所で、大声で叫んでみたり、縦に えいが、カートゥー・スペートでは、大好きな映画を見たり、音楽を聴いたり、自分の好きなことをしていま す。からだがしんどいときは、ごはんをしっかり食べて、ゆっくり眠って、お散歩をして、休息をしま す。こころも、からだも、栄養をプレゼントしてあげてくださいね。もし、相談する人がいなかったら、 スキッズに、ぜひお話しにきませんか?ちょっと勇気を出して、来室や電話をしてくれたらうれしいな。 お話しを聴いて、あなたと一緒に、ほっとできる方法を考えますよ。

へんきょう **勉強をする意味が分からなくて、** やる気が出ない。



どうして勉強をするのか、首節がわからないと、やる気が出ないよね。勉強をした後のごほうびを考 えてみたり、高校に入ったら、楽しみなことを超像したりすることも、モチベーションアップにつながり ます。勉強をすることで、あなたにとっての、いいことを見つけてみてくださいね。

「韓に向かって、 取り組んだ時間は、きっとあなたの大きな自信になりますよ。いつも応援しています!



スキッズ便り



しめまり そうごう & くししせっ 志免町総合福祉施設シーメイト内 〒811-2202 志免町大学志免451-1

ぼたこ・ぼたやまん

VOL.32 R 6 · 10 HP は こちらから

まえ、音にゅう はない こんにちは! スキッズです。中学生アンケートの記入ありがとう ございました。皆さんが書いてくれたアンケート、しっかり読んでいますよ!! みんなからの しっもん そうだん なまえ きにゅう ひと スキッズへの質問や相談などで、名前を記入してくれた人には、スキッズからお返事を出していなまえ きにゅう ひと ひと そうだん ひと ますが、名前は記入していないけれど、質問や相談をしてくれた人もいました。そんなみなさんの しっもん こた 質問についてお答えします!

こどものみかたマン

授業中さわがしいと、なかなか勉強に集ずっできないですね。授業のありだは、先生が考えながらすすめていっているので、勉強に集ずっできなくて困った時は、先生にそのことを伝えることができるといいですね。また、先生によって態度をかえている人がいると、嫌な気持ちになるのはよくわかります。もし、あなたと問じように悩んでいる人がいたら、授業業がのの態度をクラスみんなで話し合って、みんなで気持ちよく授業を受けれるように、勉強の環境を整えていきたいということを発信していけたらいいですね。

●部活で、自分が言うことを否定されることが多い。 自分が部活で役に立っているのか不安になる。



部活であなたが言ったことを否定されることが続くと、態しくなりますね。部活で困っていることや、不安なことがあったら、一人で悩まないで、顧問の先生や信頼できる人に相談してみてください。人に話すことで思わぬ解決策が見つかったり、心が軽くなったりすることがあると思います。また、部活は自分が役に立つことよりも、自分自身が楽しくやれることが大切だよ。もし、相談できる人がいなかったら、スキッズにお話しにきませんか。「話を聞いて、あなたと一緒に考えていきますよ。

せうだん 相談をうけてからの流れ



そうだん 相談する



スキッスの相談員があなたの気持ちをじっくり聞きながら、あなたにとって一番いい方法を一緒に考えます。

できまった。 せいかつ でき を せに生活することが出来ておらず きゅうさい きゅう ひっよう はあい 子どもが 救 済 を希望・必要とする場合



たす 助けてほしいとの教 済の申し出



かんけいちょうせい



スキッスの教育委員が、あなたの希望を聞きながら、あなたの権利侵害の内容や解決方法について、関係する人や機関に診話を聞いたり、協当力や改善をお願いしたりできます。





かいけつ だいじょうぶ 解決できたよ!もう大丈夫!

※みんなの秘密は がらずっます。 必ず守ります!



スキッズ シーダイト向 | 階 相談室開室日時

かょう もくよう (火曜・木曜)・・ 13:00~19:00

(土曜)・・ 10:00~17:00

電話0120-928-379 (フリーダイヤル・相談は無料)

志免町子どもの権利相談室 SK2S (スキッズ)

火曜日木曜日昼1時から夜7時土曜日朝10時から夕方5時0120-928-379(相談専用)

〒811-2202 福岡県糟屋郡志免町志免 451-1 志免町総合福祉施設シーメイト内 TEL: 092 - 935 - 1750